

平成26年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

平成26年3月18日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第21号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第22号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第23号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第28号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成26年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第14号 瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第15号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第16号 瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第20号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第25号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第24号 平成26年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第21 議案第32号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 産業建設委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第23 議案第34号 瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定について
- 日程第24 発議第2号 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 日程第25 発議第3号 地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

追加日程第1 発議第4号 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議の変更
について

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河	忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	松井	章治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮	康弘	書記	泉	大作
書記	今木	浩靖			

開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴の皆様方、早朝よりお足元の悪い中、ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（星川睦枝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、3月18日（本日）、産業建設委員長から、議案第31号について閉会中の継続審査の申し出がありました。

2件目は、3月18日（本日）、若井千尋君から、発議第2号食の安全・安心の確立を求める意見書を受理しました。

3件目は、3月18日（本日）、松野藤四郎君から、発議第3号地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書を受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第21号から日程第7 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第21号瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第7、議案第30号平成26年度瑞穂市水道事業会計予算までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、平成26年第1回定例会産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月6日午後1時30分から、菓南庁舎3の2の会議室で開会いたしました。

た。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め開催しましたが、当委員会に付託された議案について問題点を整理する必要があることから、委員全員で協議した結果、本日の委員会は閉会し、日にちを改めて再度委員会を開催することとした。

2回目の委員会を3月11日午前9時（午前10時50分）から、巢南庁舎3の2会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第21号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計（第2号）及び議案第22号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第23号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）についてを審査しました。

執行部からの補正予算書に沿った補足説明の後、委員からは、給水量が4万5,000立方メートル減っているが、それに伴いポンプを動かすための電気料金も減っているのかとの質疑に、最近では給水戸数はふえているものの、節水をしている家庭が増加傾向にあるため、給水量は当初の見込みより減少している。電気料に関しては基本料金等が定まっているため、給水量が多少減少しても余り影響はないとの答弁がありました。

そのほか、宮田水源地のタンク容量についての質疑があり、宮田水源地はPCづくりの円筒形のタンクで、容量は2,700立方メートルであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第28号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算及び議案第29号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計、最後に議案第30号平成26年度瑞穂市水道事業会計予算の審査を行いました。

執行部からの予算書に沿った補足説明の後、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

その後、討論に入り、委員より、国民生活にとって負担増になる消費税の増税には反対との討論がありました。賛成討論はありませんでした。

その後、採決に入り、採決の結果、賛成多数で可決しました。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。平成26年3月18日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

○議長（星川睦枝君） これより、議案第21号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本議案に対して反対の立場で簡単に討論をさせていただきたいと思います。

いよいよ4月1日より消費税が3%アップをする、そういう状況になっております。本案におきましては、消費税率改正分が使用料で123万5,000円増と、金額全体からすればそんなに大きな金額ではないというふうに言えるかもしれませんが、しかしながら、消費税の3%アップという、そのこと自体について我々はどう考えるべきかという基本について少しお話をさせていただきたいと思います。

そもそも消費税は値上げをする必要はありません。具体的に、大企業の内部留保で272兆円

あります。それから、富裕層で286兆4,800億円、合計をする558兆4,800億円ものお金がだぶついているんです。一方、民間の労働者の賃金は、消費税が導入されてから22年間で約60万円減額をされておるといのが実態でございます。消費税3%で6兆円、そうしますと555兆4,800億円の中から6兆円なんていうのは、1%にも満たない金なんですね。ですから、その名目は別としても、富裕層、大企業に対して要するに課税をする。わずか1%ぐらい課税をすれば、消費税を3%上げなくても、現実的には回っていくということでもあります。

現実的には、これから年金も3年間で2.5%減らされていきます。それから国保料、医療費のアップ、テレビで見えておりますと自動販売機のお茶まで便乗値上げで上げていく、こういうふうな状況が出ております。つまり、低所得者にとっては、ますます生活が苦しくなるわけがあります。

そういう意味におきまして、そういう中での消費税3%アップ自体に対し、抗議の意志を含め、反対を表明しておきたいと思えます。

なお、消費税関連議案につきましては、ほかに議案第24号、第27号、第29号、第30号とありますけれども、同様の立場で反対をいたしますけれども、討論は省略いたしますことをあわせて申し上げておきたいと思えます。以上であります。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号平成26年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号から日程第16 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第8、議案第11号指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第27号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、文教厚生委員会の委員長報告を行います。

ただいま議題となりました9議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、3月10日の午後1時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案順に要点を絞って報告申し上げます。

議案第11号指定管理者の指定については、執行部の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例についてであります。

執行部からの説明の後、質疑では、寄附を受けた経緯はどうか、また管理はどのようにされていたのかと質問があり、平成9年に当時の穂積町体育協会の会長から穂積町へ寄附を受け、それを穂積町体育協会に交付したものであるが、平成25年の監査の実施及び調査により所持金の所在が判明したものであるとの答弁がありました。

また、口座を作成してから監査に対してそれが明らかにされていなかったのかとの質疑には、平成11年に当時の体育協会名義で口座を作成したが、帳簿外として別に保管されていたので、毎回の監査の目に触れる状態ではなかったとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について及び議案第16号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例については、執行部の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に移り、補正予算書に沿って説明がありました。

質疑では、医療費が伸びているがなぜか、また共同事業医療費拠出金がそれぞれ増額されているが、その経過はどうかという質疑には、医療費の1億円の増額はインフルエンザの流行に対応するため、また共同事業拠出金については保険者が共同して高額な医療費に対応するものであり、拠出金額が確定したので増額したとの答弁がありました。

それに加えて、高額医療費の共同事業の拠出金額は平成25年4月に既にわかっていたことではないのか、もっと早い時期に増額すべきではなかったのかとの質疑には、この拠出金については、高額な医療費に対して算定され、平成26年1月28日に最終の金額が確定した通知を受けた。したがって、26年4月の支払いに対応するため計上したとの答弁でございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

続きまして、議案第20号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に移り、補正予算書に沿って説明を受けた後、保険への加入状況はどうか、歳入の保険料の増額は何人分なのか、また徴収率はどのくらいあるのかの質疑に、加入者は平成26年1月末現在で4,235人である。県平均の1人当たりの保険料で割り戻すと約70人分となる。徴収率は、特別徴収が100%、普通徴収も99%を超えると見込んでいるとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算に移り、予算書に沿って説明がありました。

歳入歳出予算総額の前年比はどうかの質疑には、前年比3億2,800万円、7.2%の増であるとの答弁でした。

また、課税限度額の国の動向はどうかの質疑に、課税限度額の動向は既に決まっており、3月末に地方税法施行令が改正されるのが通例である。今回の改正には国税の軽減枠を拡大する規定もあるため、条例の改正については専決処分をお願いしたいとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算に移り、執行部から予算書に沿って説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

最後は、議案第27号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

執行部から予算書に沿って説明の後、質疑に入り、給食費には消費税の増税分が加算されているが、歳入が前年度と変わらないがどうしてかの質疑には、平成25年度の当初予算は、給食人数の算定誤りにより多くの予算を計上していたため乖離がなくなったとの答弁でした。

また、支出については、消費税の増額分についてはどうするのかの質疑には、献立を作成する際にいろいろと考え、努力をして、質を落とさない給食としたいとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

なお、付託されました議案を審査した後に協議会に切りかえまして、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての内容等を執行部より説明を受け、協議いたしました。

その内容は、瑞穂市いじめ調査委員会及び瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会を新たに瑞穂市の附属機関として設置するものであります。

これらの附属機関の委員の選任基準には、それぞれ「その他市長が適当と認める者」「その他市長及び教育委員会が適当と認める者」とされているが、附属機関の所属する執行機関の長が適当と認める者を委員に選任することは公平性に欠くおそれがある。公募委員を選任するな

ど、第三者が審議する構成にすべきであるとの意見が出されました。

また、瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会において、庶務担当部課名が福祉部福祉生活課、教育委員会学校教育課とあるが、現場を担う部や課が担当することについては公平性が損なわれる可能性があるため、第三者的な部署が担当すべきであるとの意見が出されました。

また、議案第24号平成26年度瑞穂市一般会計予算の当委員会所管箇所について、その内容等を執行部より説明を求め、協議いたしました。

この中で、款教育費、項小学校費、目学校建設費、節公有財産等購入費に牛牧小学校駐車場用地購入費2,889万7,000円が計上されている。これは牛牧小学校校舎増築に際し、来客者などの駐車場スペースが減少するため、利便性を考慮し、校門付近にそのスペースを確保することであるが、公の施設に駐車場を整備することは理解できる。しかしながら、牛牧小学校近辺には市有地がたくさん点在しており、小学校の駐車場として利用すれば駐車場スペースの減少分は十分賄えると判断できるので、新たな土地の購入は不必要であると考えたとの意見が出されました。

また、款教育費、項保健体育費、目（仮称）大月運動公園整備事業費として総額8億9,000万円が計上されている。これは、陸上競技場を中心としたスポーツ施設等を整備する事業である。この運動公園の整備事業については、市民による署名運動がなされ、住民投票条例制定請求が市に提出されていることはもちろんのこと、クラブハウスについても規模等を再考すべきであるという意見が出されました。したがって、この整備事業の必要性については、慎重に協議し、さらに詳細なる説明を求めるべきであるとの意見が出されました。

また、款教育費、項保健体育費、目給食センター費には、給食アレルギー対応事業に係る経費として528万8,000円が計上されている。保護者等より食物アレルギーに対応する給食の提供の要望が多いことは理解できる。しかし、事故等の発生が考えられないこともない。このため保護者等に対して、その危険性など十分なる説明を行い、その管理運営は慎重にされ実施されたいとの意見が出されました。

以上、当委員会では、これらの意見を踏まえ、慎重に審査されたい旨の意見を付して、この議案が付託されております総務委員会に送付することを全会一致で決定し、その報告書を議長に提出いたしました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成26年3月18日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

○議長（星川睦枝君） これより、議案第11号指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案は、総合センター内の福祉センターで行っておりますデイサービスを3月31日付でもって廃止することに伴うものでございます。条例案は、第4条1項の1号で「高齢者等要援護者のデイサービス事業及び各種の福祉サービスの提供に関すること」、これを「市民の福祉の増進に関する事業」と改正をいたします。そして3号では、「市民の福祉の増進並びに社会福祉団体の育成及び活動の促進を図るために必要と認める事業」、これを「社会福祉団体の育成及び活動の促進を図る事業」というふうに改める内容となっております。

私は、基本的には、もう既にいろいろ意見を申し上げてまいりましたけれども、デイサービス、それからホームヘルプ事業というものを福祉センター内で行うことを廃止して民間に委ね

ていく、そのことに対して反対をしましてまいりました。福祉を市場原理の真ただ中に放り込むのではなくて、これだけ格差社会、低所得者が大変な生活状況にあるときに、公的なセーフティーネットをどうきめ細やかに張りめぐらし、充実をさせていくか、そのことが問われているというふうに思っております。

したがって、この案については反対でありますけれども、福祉センターで民間の施設に振り分けられるときに、あるおばあさんが、長い間本当に親切にやっていただいてありがたかった。うれしかった。本当に安心をしておった。それが民間に行けと言われて、振り分けられて、きょうが相談日だと言って、泣いて訴えられた。年をとってきますと、我々若い者が、それぐらいのことは別にどうということないんじゃないかと思いがちですけれども、お年寄りにとってみると、なれたところから違ったところに移されるということの精神的なショックというものが、我々が考える以上に大きいんじゃないかというふうに思いました。

ですから、行政に対する期待と信頼というものを大事にしていくならば、先ほど申し上げたとおり、ますますこれから公的なサービスの拡充ということに努めていかなければならないのではないかというふうに私は思っております。

そういう立場から、まことに簡単ではありますが、反対を表明しておきたいと思いません。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ここで、あえて反対の態度を表明しておく必要があると判断し、立たせていただきました。と申しますのは、私は委員会では賛成をしております。なぜ今反対するかということ表明しておく必要があると思いました。

この総合センターの[※]デイケアサービスにつきまして、最初に、執行部、行政から受けた説明では、[※]デイケアサービスは廃止する。理由としては、瑞穂市内の民間施設が充実したから、そちらへ行っていただくと。あいたところには障害者支援を入れたいと、こういう説明でございました。私は、障害者の支援が瑞穂市で大変おこなわれている現状をひしひしと感じておりますので、そういうふうになるならばと思って、最初、賛成いたしました。

ところが、その後の経過は、議員の皆様は御存じだと思いますが、障害者の支援に使うというのは、言葉で言うならば地域活動支援センターにさせていただけるものと思いました。障害者[※]の[※]デイケアサービスのようなものですね。それが、たびたび問題にしてきましたように、瑞穂

※ 後刻訂正発言あり

市内にはございません。民間でしたいというところへの委託もしておりません。申し出があつても断っております。全部市外に委託金を払って続けている状態です。障害者が[※]デイケアサービスというか地域活動支援センターを市外まで行くということは、基本的にあり得ません。そういう意味で、私は賛成しました。

ところがその後、この障害者のために使うということは消えました。どうなったかという、教育委員会の事務局ですね、事務部署を2階、1階と2階で福祉部と教育委員会事務局ですが、行政事務を総合センターの1階と2階へ入れると。だから、障害者の支援施設はなくすと、このように変わりました。そして、社協も出ていっていただいて、老人福祉センターへ移すと。

そのときの御説明では、瑞穂市社会福祉協議会（社協）というのは、行政の部署ではないわけだから構わないという説明でした。その筋としては私もわかります。けれど、このように行政の説明、方針がころころころころ変わり、私が初めに賛成の理由とした障害者の支援という具体的な、この瑞穂市においては小さな小さな希望も今のところ消えましたので、そして[※]関係者がおっしゃるには、15億円かけて本田に福祉特区をつくるというようなことが打ち上げ始められましたが、毎度のことながら巨額のお金を使って障害者をやるのではなく、身近なところからやっていただきたいということなので、ということで私は今の時点で反対をいたします。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

※ 後刻訂正発言あり

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案は、継続審査となっておりました瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が本議会冒頭の2月28日に可決されたのを受けまして、1人当たり平均で年間5,600円の負担増を踏まえた予算であると認識をいたしております。議案第5号の討論でも申し上げましたとおりであります。そもそも国保が低所得者で構成されている実態からすれば、適切な国の負担なしには成り立たない、そういう制度であります。

国庫支出の割合は、1984年度が49.8%でしたが、2009年度には25%へと半減しております。被保険者や地方自治体に負担を押しつける国のやり方では、とても国民皆保険制度は担保されません。その意味では、国の支出割合を1984年並みに戻すことが第1でありますけれども、それが実現していない中では、国保加入者の生命、健康を守るためには、市はでき得る限り保険税のアップは避け、一般会計からの繰り入れや、基金も25年度末見込み額で4億3,000万円ほどあるわけですから、それを取り崩すなどして、頑張れるだけ頑張らなければならないのではないかというふうに私は思っております。

24年度の保険税の収入未済額は、前年度に比べまして675万円ほど減っておりますけれども、約3億6,000万円にも上っております。支払い能力が十分あるのに未納している被保険者には厳しく対応するのは当然としても、払いたくても払えない人たちも多くおられると思います。よって、その方たちがますます納めるのが困難となるような保険税のアップによる予算には反対であります。

以上、簡単であります。反対討論といたします。

○議長（星川睦枝君） 次に、賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は10時45分からといたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

先ほどの発言について、訂正をお願いします。

16号、瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についてです。2点ございます。

1点は、私は「デイケアサービス」と言ったということですが、「デイサービス」の間違いですので、会議録の訂正をお願いします。

もう1点、「関係者が」と言ったと思うんですが、関係者が15億円かかると、福祉特区について、そういうふうには言っているという発言をいたしました。行政はそうのように言っていないので、間違えられるおそれがあるという御指摘を受けましたので、「福祉特区について言い始めた民間関係者が」というふうには、はっきり行政ではないというふうに記録していただくように訂正をお願いいたします。以上でございます。

日程第17 議案第12号から日程第21 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第17、議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてから、日程第21、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより平成26年第1回定例会総務委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月11日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算及び新年度予算審査のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出

席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、文教厚生委員会より次のような意見がありました。

この議案に関する内容は、瑞穂市いじめ調査委員会及び瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会を新たに瑞穂市の附属機関として設置するものであるが、その委員の選任基準には、それぞれ「その他市長が適当と認める者」「その他市長及び教育委員会が適当と認める者」とされている。附属機関の所属する執行機関の長が適当と認める者を委員に選任することは、公平性に欠くおそれがあるため、公募委員を選任するなど第三者が審議する構成にすべきであるとの意見が出された。

その後、執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、他の常任委員会から公募委員を選任するという意見が出ているが、個人情報に漏えいする可能性があるように思えるが、どうかとの質疑に対し、個人情報の保護の観点より公募委員はなじまないと考えるが、他市町や県の附属機関において公募による委員の選任をしている例があれば参考にし、慎重に検討したい。また、現時点においては公募ではなく、専門的な識見を持った方をお願いするのが適切でないかと考えているとの答弁がありました。

また、いじめ問題対策に関しては、これまでもさまざまな取り組みをされているが、今後、現場での教育をさらに充足させていくための対策等があれば教えていただきたいとの質疑に対し、市の予算には反映はしないが、教育委員会の重点事業として、いじめ未然防止教育推進事業の推進校2校を指定してモデル校としながら、全小・中学校、幼稚園、保育所等を含めて、学び合う授業を行っていききたいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当金6,620円の根拠は何かとの質疑に対し、災害派遣手当の額は、災害対策基本法施行令で総務大臣が定める基準によるものであるが、大規模災害関係の派遣については、大規模災害からの復興に関する施行令により、内閣総理大

臣の定める額、基準に基づくことになっており、その中で災害対策法施行令に基づく災害派遣手当と同額としていることから、今までの額と同額としているとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を審査しました。

執行部より、補正予算書による本案に対する全体的な補足説明のほか、体育振興基金積立金に関するこれまでの経緯、また消防費に対する詳細な説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成26年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、文教厚生委員会より次のような意見がありました。

小学校学校建設費の公有財産等購入費に牛牧小学校駐車場用地購入費が計上されているが、これは牛牧小学校校舎増築に際し、来客者などの駐車場スペースが減少するため、利便性を考慮し、校門付近にそのスペースを確保するものである。学校周辺には市有地が点在しており、小学校の駐車場としての有効利用をすべきであり、新たな土地の購入は不必要であるとの意見が出されました。

また、教育費の保健体育費における（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業費として総額8億9,000万円が計上されている。これは陸上競技場を中心としたスポーツ施設等を整備する事業であるが、この整備事業については、市民より署名運動がなされ、住民投票条例制定請求が市に提出されている。クラブハウスの規模等も再考すべきであるという意見もあり、施設の必要性については、さらに慎重に協議し、この事業の詳細なる説明を求めるべきであるとの意見が出されました。

その後、執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、総務管理費の文書広報費における委託料の中にホームページリニューアル委託料821万円が計上されており、市民よりこの委託料は高いのではないかという意見があるが、この中にはISOの基準値を満たすための費用等が含まれているかとの質疑に対し、ISOの関係では、ある程度の障害のある方まで視聴が可能なアクセシビリティのホームページとする計画である。また、CMSについても、各担当課における機器よりホームページの更新が可能になるシステムを導入する費用が含まれているとの答弁がありました。

そのほかには、教育費の小学校費における土地財産購入費の牛牧小学校駐車場用地購入に当たり地権者との話し合いはどうであったか、また地権者の了承は得ているのかとの質疑に対し、用地については、当初の道路つけかえ案が出たときに当該地域へ説明するため、あらかじめ計画等を地権者の方にお話しさせていただいた。その後は説明はしていないが、当時の道路つけかえ案のときに、学校にかかわる計画であれば協力する旨の了承を得ているので、予算へ反映

したとの答弁がありました。

そのほかに、現在、牛牧小学校駐車場用地、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業関係については、さまざまな情報が飛び交っている中で、市民の臆測等を除くため、また市民から今後しっかり考える時間が欲しい旨の意見を聞いているので、執行するのではなく、まずこの費用を基金へ積み立てすることはできないかとの質疑に対し、本事業の財源は助成金と地方債であり、基金に積み立てることは適当ではないとの答弁がありました。

これらの質疑の後、お手元に配付してありますとおり、委員より修正案が提出されました。

牛牧小学校駐車場用地購入の件は、学校周辺には市有地が点在しているため有効利用すべきであり、今回のように土地購入の予算を突発的に計上するのではなく、小学校周辺にある保育所施設の老朽化に伴う予算を加味するなど、総合的な計画を出して検討をしてもらいたいという意見とともに、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業については、これまでさまざまな検討を重ねてきたが、今回議案として上程されてきたものを精査するには、地域の方への説明、話し合い等を含め、今後、慎重に協議していく時間が必要であることから、この2議案に関する予算を除く修正案が提出されました。

その後、討論なく、採決の結果、修正案は全会一致で可決されました。

次に、修正案を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年3月18日、総務委員長 森治久。

○議長（星川睦枝君） これより、議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

平成24年の11月16日に、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が成立をいたしました。この法律案は、国家公務員の退職手当を400万円以上も引き下げるものであります。当時は民主党政権でありましたけれども、総人件費を2割削減する、これが民主党の公約であります。それを実現しようとするのが、この国家公務員の退職手当の削減、こういうふうに私は考えております。もちろん地方公務員、

民間労働者への波及を意図したものであることは明白であります。

そして、この法律とセットで導入されたのが、早期退職募集制度であります。職員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るなどもっともらしい大義名分で装っておりますけれども、一方で年金支給年齢の65歳への引き上げに呼応して退職年齢を65歳まで引き上げようとしている今日の状況を考えれば、まさしく政府のやっていることは矛盾に満ちております。政府の狙いは、まさに国家公務員に退職を強要する仕組みとして作用させるということであると思います。当時の樽床総務大臣も、結果として総人件費削減になるかもしれない、こういう答弁をいたしております。

本案は、係る経緯を踏まえ、地方公務員にも早期退職募集制度を適用して退職を強要することにつなげようとするものであり、あえて係る制度を導入する必要性はないとの立場で、私は反対をいたしたいと思っております。以上であります。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成26年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

1点だけお聞きをしておきたいと思います。

（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業に対する修正案の問題であります。委員長報告の中では、提案者の名前も、賛成者の名前も言われておりませんね。全会一致ということはわかりましたけれども、提案者と賛成者、この人を明らかにしていただきたいと思います。

それで、3月12日の岐阜新聞によりますと、委員会終了後、清水市議は、陸上競技場をメインとする堀市長の考えが住民に浸透しておらず、規模や内容の議論も不足している、こういう

指摘をされたという記事が出ております。

委員長報告の中では、今回議案として上程されてきたものを精査するには、地域の方への説明、話し合い等を含め、今後、慎重に協議していく時間が必要であるとのことから、こういう意味で修正案が提案され、可決をされたということでありました。

ですから、先ほどの清水市議のコメントと、今の部分とを含めて、委員会の中で具体的に修正案を出す理由は、さらに明確に詳細に議論をされたかどうか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、34号議案はまだ提案をされておられませんので、我々、資料として今持って勉強させていただいておりますけれども、これを読んでみますと、十分時間をかけて、相当の時間をかけて審議を行ってきたと、あるいは議会の皆さんの多くの意見は賛成をいただいていたと、こういうことも過去繰り返し言われておりますけれども、そういうことに対する委員会としての執行部に対する質疑、こういうものがなされておるのかどうなのかという点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいま西岡議員のほうから御質疑がございました点について、答弁のほうをさせていただきます。

まず、1点目の（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業ですね、こちらについて新聞の報道、また私、先ほど申し上げました委員長報告ともに、整合性のある中の報告をさせていただいております。また、そんな中から再度申し上げますが、先ほども報告させていただいたとおり、今回の修正案を出させていただいた委員の皆さんの御意見は、地域の方への説明、また話し合い等、今回初めて8億9,000万という数字が示される中での議案提出でございました。そんな中で詳細も初めてこの議会の中でお示しをされてきたのが現執行部であると考えます。そんな中で、しっかりと地域の方への説明、また地域の方との話し合いもしっかりと十分に時間をかけて協議する必要があるという意見でありました。

また、修正案についての御質問であったかと思いますが、こちらの修正案につきましては、ただいま申し上げた等の意見により、今回、こちらの予算を認めることは時期尚早であるのではないかという意見での修正案の提出でございました。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 提出者。

○総務委員長（森 治久君） 提出者、1番目に御質問がありました。申しわけありません。

※
提出者が清水議員、賛成者、棚橋議員、若井議員の計3名でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 結論的には、修正案が全会一致で可決をされたという事実については、

※ 後刻訂正発言あり

よくわかりました。

それで、ちょっとお聞きをしたいのでありますけれども、本議会が開会をされた2月28日、議案第17号平成25年度一般会計補正予算（第5号）が先議案件となりました。それは（仮称）大月運動公園用地の取得費であります。この計上がなされて、我々、西岡、くまがい、広瀬捨男、それから堀の4名は反対をしたわけでありましてけれども、ほかの皆さん方は賛成をされました。そして、3月5日に追加されました議案第33号土地の取得について、これも土地2件の取得について仮契約を締結するという内容であります。この議案にも、先ほど申し上げた4名以外は賛成をされました。そこで、その後の11日の総務委員会の中で、今報告があったような修正案の提出可決ということになったのが事実経過であろうというふうに思います。

そこで1つお聞きしたいのは、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の内容とセットで提起をされた土地取得、そして契約については賛成をされたということの整合性ですね。何か事情があったから、そう変わられたのか、あるいはまた、いやいやセットじゃないんだというふうに自分たちは理解したからやったんだとか、その理由を委員会の中で議論されたかどうかについて、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の2月28日に[※]臨時議会が開催される中で、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の予定地であろう土地ですね、こちらの土地の取得を可決する中でというお話でございました。こちらは、全ての議員さんが承知であられると思いますが、監査委員のほうからも、目的のある土地であれば、借地で持っているのではなく、購入をするような方向を導き出してはいかがなものか、また土地財産調査特別委員会においても、委員の皆様が、この瑞穂市内に点在します今現在未利用地である土地ですね、そちらの土地の有効活用というようなことで、この土地の中には借地で借りている土地もあるであろう、そんな中をしっかりと精査する必要があるのではないかというような御意見である中で、借地を買うということに関しては、全ての議員の皆さんが了解された上で進められてきたと私は認識しております。

また、3月11日、総務委員会が開かれた折のことに対しては、こちらは初めてその折に8億9,000万という大月の運動公園の整備事業費が示され、また詳細にその内容も示されたのが3月のこの議会でございます。2月28日の折には、下の底地の土地の取得だけでございますので、決してその時点での（仮称）瑞穂市大月運動公園と鑑みただけで、その土地の取得をしたわけではございませんので、ワンセットのもので審議をして、またそれを可決し、用地取得費を認めただけではございませんので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

※ 後刻訂正発言あり

○3番（西岡一成君） それは、やはりおかしいと思いますね。市長が今までの発言の中で、議会で何回にもわたって協議をしてサインをいただいたということは、何も意見書だけじゃなくて、この前言ったばかりですよ。非常に強調されていたと、力んで発言されたということは、皆さんが御存じのとおりだと思うんです、議員も、執行部も。だから、そこで常識的に考えると、名義も（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業なんですよ。そのことについて議会の中でも、1回、2回、3回と、どこをどう削るとか、どうしたらいいかとかという話し合いが重ねられて、そして総事業費10億円ということの共通の認識ができたんじゃないでしょうか。

私どもは、そういう議論に入ること自体、整備事業を認めることになるからだめだということとで退席をいたしております。その議論にはくみしない、こういう態度でやったわけですが、議論の事実経過自体について言えば、今、私が申し上げたことではなからうかというふうに思っております。

つまり、結論的に言えば、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の内容を十分踏まえた上で、その土地購入について検討をするのが当然でありますから、それと要するに整備事業の内容とは別だということは論理としてもおかしい、そういうふうに思いますけれども、委員長、いかがですか。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、土地の取得は、監査委員からの御指摘、また特別委員会であります土地財産調査特別委員会、そちらのほうでのしっかりした協議の中で、検討を重ねた中で、今まで借地でお借りしていた土地であれば、今後、地主の皆さんの了解、理解をいただけるのであれば、買い取る必要があるという御意見のもと、これは監査委員、また調査特別委員の皆さんからの総意であると思っております。

そんな中で、先ほどの下の土地を購入したときには上物の計画がされているのではないかとということでございますが、当然この（仮称）瑞穂市大月運動公園ですね、こちらのほうに関しては、議会の中でもしっかりと協議は重ねてまいりました。しかしながら、8億9,000万というしっかりした数字が予算として示されたのも、またその施設内容についてもはっきりと示されたのは今議会でございます。今までの議論を重ねる中でも、議員の皆さんの中にはさまざまな考え方がございました。施設の規模であったり、内容であったりというものの皆さんから出される議論の違い、相違点、また先ほども申し上げた、まずは住民の皆さん、地域の皆さんに説明がまだまだ不十分ではないかというような観点から、委員の皆さんは、その1点において、しっかりと今後審議する必要性、また検討し、地域の皆さんと話し合う時間が必要ではないかという考えのもと、今回の修正案提出に至ったことと確信しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 結論はいいんですよ。結論はいいんですが、監査委員の指摘であるとか、土地財産特別委員会の議論とか、そういうことを言っているんじゃないんですね。そうではなくて、土地購入も（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の一環なんです。そして、整備事業の中身は、先ほど申し上げたように、1回、2回、3回と中で議論をして、どこをどうするか、皆さん入って議論されたじゃないですか。それで総事業費も10億円というような一定のラインも出てきたんじゃないですか。だから、私ども改革は、1月早々ですね、原稿は年末に書いていますから。10億円の整備事業にするという、住民の説明が不十分であると、だから住民投票をやりなさいということで運動を始めたわけなんですね。ですから、論理的に言えば、第17号も、第33号も、反対というのが筋だというふうに私は思っております。

言われましたように、土地購入、それから上の整備事業は別だということを、先ほど申し上げた経緯を前提にするならば、それはおかしいというふうに私は思いますけれど、もう余り時間をとらせませんから、一回だけ答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度、西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

再三の答弁になるやもしれませんが、私どもは、総務委員会の中で委員の皆さんがしっかりと真剣に協議をしていただいた内容は、2月28日の[※]臨時議会でお話、協議、検討をされ、用地の取得は、その土地を借地でなく、地主の方が、もし買い取っていただけるのであれば、今まで借地料をいただいておりますが、買い取っていただいてもいいですよという御理解のもとです。この以前にも、西岡議員も御承知のとおり、1億円ぐらいの予算をとる中で、この（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業が検討をされておった土地の取得はしてまいりました。しかしながら、上のものを整備すること以前の問題として、監査委員の方、また土地財産調査特別委員会の皆さんの協議の中で、取得できる部分は取得することが必要であるということの観点から、今回の修正案に至っております。

しっかりと取得した土地に何をどのような規模で、市民の皆さんの意見をどう反映するのかについてはまだまだ議会の中で議論が足りない、そう考えての結論でございます。決してワンセットで考えた上での結論でないことは御理解をいただき、真摯にこの議会、議員の皆さんとともに、執行部と、また市民の皆さんの意見をしっかりと聞きする中で、この土地の有効的な活用は今後しっかりと議論していかなければならないことと見え、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

※ 後刻訂正発言あり

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ただいまの森治久総務委員会委員長さんから出された修正案について、質疑をいたします。

いつもでしたら、ほかの委員会はなるべく傍聴しているんですが、今回はできませんでした。なぜかおわかりかと思いますが、産業建設委員会と総務委員会がバッティングしたんですね、日程的に。初め、総務は11日にすると言っていて、産建の6日が11日に来たのでバッティングしたんですが、総務は12日にするということを私は聞きました。バッティングしないなと思っていたんですが、これが11日に、知らない間に、何の説明もなく、どなたからも何の説明もなく、また11日になって産建とバッティングしていたものですから、産建も百条委員会の関係もありますので、そちらを傍聴しましたので、傍聴できませんでした。議会の打ち合わせでは、委員会はバッティングしないことというのがありますので……。

○議長（星川睦枝君） くまがい議員さんに申し上げます。委員長報告に対する質疑でございます。

○2番（くまがいさちこ君） 済みません、今のは前置きです。

それで、前置きとして、傍聴をできなかったのも、私も翌日の新聞で理由ですね、修正案の、それを読み、そして今初めて委員会報告で聞きましたので、よくわからないんです。ということで質疑をいたします。ちょっと前置きに理由を述べさせていただきました。

まず1点ですが、新聞のほうが先に頭に入ったものですから、そちらを言いますと、地元住民の不安が払拭されていないという言い方が新聞に載り、今は地域の方への説明が足りないという言い方でしたが、この地元、地域というのは、どこの方を指しているのでしょうか。私が頭で考える分には、大月の方、地元ですね。それから、ちょっと大きく広げますと巢南の方。普通だったら、市の税金で大きな事業ですから、瑞穂市民へのと、市民へというふうに言うと思うんですが、地元、地域という言い方をしているのはどこの方を指すのか、まずお聞きしたいと思います。

以下、質問は自席からさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） まず冒頭に、くまがい議員の御質問にお答えする前に、先ほど西岡議員から、今回の修正案の提出者、あと賛成者ということでございました。その中で私、「提出者が、清水議員、賛成者、棚橋議員、若井議員」と申し上げましたが、訂正をまずは1点させていただきます。

「提出者が清水議員、棚橋議員、若井議員」の3名が提出者でございます。また、先ほどの答弁の中で、2月28日「臨時議会」と申しましたが、「本議会」の誤りでありましたので、訂正をさせていただきます。

それでは、くまがい議員からの御質問である地域の人、地域という、または地元住民ですね。

こちらは地元住民の方の心配事項、不安事項ということは、この委員会の中でも委員の方から発言があったと思います。詳しくは報告をさせていただきませんでした。それは幾つもある中で、その委員の方が申されたのは、照明等、夜間も照明器具を設置することによって、夜間どうなるのかなあというような心配事があるという例を挙げての地域の方、地元住民の方がいろいろ、今回進めるのにはまだまだ話し合いであったり協議が足りないというようなことで御発言がございました。

また、私がこの報告をさせていただく中での地域の方への説明、話し合いというのは、当然大きくは市民の方になりますが、まずは、その施設ができることによって隣接する地域の方、地元住民の方の不安であったり心配であったりというものを払拭していただくためにも、しっかりした話し合いの場を設ける、また不安事項の御意見等があれば、しっかりお聞きするというようなことでの報告の仕方をさせていただきましたが、先ほど私、答弁の中で申し上げたとおり、これは瑞穂市市民全員で考えることではあるという前提のもとで、まだまだ今回の予算化された8億9,000万を認めることは時期尚早であり、しっかりと修正案を提出する中で、皆さんで考えていく大切なことであるということでございます。以上であります。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） よくわかりました。

2点目にお聞きしたいことは、新聞報道によりますと、規模や内容の議論が不足していると。これは今の委員長報告の言葉ですと、8億9,000万が今回初めて出されたと。話し合い等を含め、今後慎重に協議していく時間が必要ということですね。でも、ここにいる議員の方全員が御存じのように、予算は初め10億ぐらい出され、それを7億、8億に全員協議会で下げるための資料は既に出されておりますね。だから、大体8億前後ということは、もうとうに皆さんわかっていたわけです。確定したのが今回ですね。ですから、話し合いは十分されてきたと。これは市長もおっしゃっていらっしゃいますね。それを議員の側が、今、話し合いが非常に不十分だと急に言い出したということは腑に落ちません。

私はたまたま文教の委員会に属し、前は文教でしたから、当時は、文教厚生ではなくて。たまたま属していて、1年半前の9月議会の文教の協議会で初めて陸上競技場が出てきて、そのときのメンバーも全部覚えていますが、びっくりしているのは私一人でした。中には、もう決まっておることやでということで、行け行けどんどんでしたね。そのときから私はいろいろ調べ、そして情報は決して内にとっておかないで、ブログ等ネットでも公開し、私たち改革ではチラシでも、市民、議員の皆さん、文教以外はだって御存じなかったわけですから、初めは、共有できるようにしてきたわけです。

ですから、今になって話し合いが十分でない、説明が十分でないというのが、とても腑に

落ちないんですが、その辺はそういう話し合いがあったのかどうか、お聞きして確認したいと思います。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

話し合いが不十分であったということに対して、くまがい議員は、話し合いは十分されたという御認識で今御質問をしていただいたのでしょうか。もし話し合いが十分されていた、そんな中で今回の予算8億9,000万、またこの施設の規模等が出されておったのであれば、総務委員の皆さんも、先ほど私が申し上げたような話し合い、中身が不十分であるというようなことを考えられなかったと思います。当然ながら、今までの話し合いでは不十分である、8億9,000万という予算も、今回初めて確定した金額として示されたのは、この議会でございます。今まではおおよそ10億、また3通りぐらいの計画案が示されたとは思いますが、これはあくまでも3通りということだけであって、皆さんのおのおのの考え方の中には幾つかの選択肢があられたのではないかと思います。そういうことを考えて話し合いが不十分であると委員の皆さんは、しっかりと総務委員会の中で議論をされ、修正案の提出に至っておると考えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ただいま委員長さんから、くまがい議員は今まで話し合いが十分されたと思うのかという反問されましたが、逆じゃないですか。私たちは話し合いや説明が不十分だから、1年半にわたって一般質問でも全協でも異議を唱え、最後はどうとう、これはもう市民の皆さんに聞くよりしょうがないということで、住民投票条例までやったわけですね。市長がおっしゃる絶対多数派の、瑞穂市議会の絶対多数派の皆さんは、もう異議なしでずっと通してきたわけですね。私たちが異議ありでずっと質問し、問題を提起してきた。市長もうなずいてくださって、ありがとうございます。ということですから、非常にちょっと今ねじれ現象が起きていると思います。でも2つ目は、それでもうやめます。

3つ目ですが、新聞報道によりますと、これは3月12日の岐阜新聞ですが、着工や完成がおくれる可能性が高まったとありますが、これはちょっと傍聴してないのでよくわからないので、どういうことでしょうか、もしおわかりだったら。

つまり、削除した時点で、先送り事業をするという視点があったのかという意味ですよね、こういう報道をするというのは。全くもう事業を削除したのか、それともう1回精査するという言葉もありますけれど、説明が十分だったら、そして議会として精査し終わったら、もう1回検討する余地があるということで、この削除案の修正案を出されたのか、ちょっとその辺をお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいまのくまがい議員の御質問でございますが、新聞報道は、あくまでも委員の方が全員賛成されたという中で、皆さんの総意をもって代表して発言されたと思いますが、委員会の中では、そのような議論やら討論をしているわけではございません。あくまでも、新聞報道と委員会の中での話し合った内容は、多少新聞報道のほうが、であろう、そうであるであろうというようなことを色づけされて報道された部分もあるやもしれません。そんなことを申し上げ、委員会の中では、そのような討論、議論はしておりませんので、よろしく御理解ください。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） よくわかりました。

新聞は多分、行政にもいろいろ聞いて書いていると思いますので、もしかしたら行政側がおくれる可能性が出てきたと言っているのかもしれないなということで受けとめることにいたします。

最後の質問でございますが、これも新聞報道ですが、何しろ傍聴していませんので教えていただきたいんですが、市民の動きと修正案は関係ないと、書いてありましたね。市民の動きというのは、住民投票条例制定を求めて署名活動をしたということだと思んですが、これと修正案は関係ないということですが、委員会も途中で休憩をとったりして記録に残らない話し合いというのはします、ありますので、傍聴していてもわからない部分もあったかと思いますが、委員長さんとして、住民投票条例の制定を求める署名活動、大変市民の方は活発に行動して下さったわけですが、これと今回の修正案の提出、突然ですよ、急に突然削除になったわけです。市長も言われているように、絶対多数派の皆さんの賛同を得てきたとおっしゃっているわけですから、そういう動きだったと私も見ておりますので、それが何で今急に削除なのと思うんですが、それも住民投票条例制定の署名運動と関係ないということであれば、どのような話し合いですね、今まで言ってきましたけど、説明不足だとか何とかと。関係ないと、この部分をどのようにまとめたのか、ちょっと御説明いただけるでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） くまがい議員の御質問でございますが、総務委員会で、先ほどくまがい議員が御質問されたようなことを議論はいたしておりません。あくまでも委員会の中では、先ほども申し上げたことの議論をしたということで報告させていただいております。新聞報道とは別の問題でございますので、よろしく御理解をお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 最後に確認だけ、今のことについてさせていただきます。

そういう話し合いは総務委員会ではないということですから、今まで御説明があったように、話し合いや説明が不足、それから8億9,000万も急に出てきた、それから地元の方の不安も払拭されていないというようなことで削除の修正案を出したという解釈でよろしいですね。

ということで、結構です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長報告は修正ですので、討論としては、1. 原案に賛成で修正案に反対、2. 原案及び修正案に反対、3. 修正案に賛成の3通りが考えられます。

それではまず、原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど委員長報告に対する質疑で申し上げましたけれども、本来であれば、土地購入も（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の一環であり、総事業費10億円の中に入っておるわけですね。そういう立場からすると、論理的には、修正案を出された方たちも、第17号、それから第30号議案に反対をするというのが筋だと思います。そういうふうに思います。ただ、結果的に、客観的な結果、事実だけを見れば、8億9,000万円を削除すれば、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業は一旦立ちどまらざるを得ないわけであります。私たち改革は、提案者の思惑がどうであれ、その限りにおいて修正案に賛成をする。そのことが、条例制定の運動をやってきた多くの皆さんの中で、とにかく一旦やめてくれ、こういう意見もあるのは事実であります。考え方は幅があります。私は公園の整備事業そのものに個人的には反対であります。ただ、会としては、幅の広い組織でありますから、いろんな方たちがいるということ踏まえて考えていかなきゃいけない。会でいえば、私は副会長をやっておりますけれども、全体的な住民の総意というものを考えて対応をすべきであろうというふうに思って、賛成の討論をさせていただいた次第であります。

○議長（星川睦枝君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ねじれ現象が起きていますので、ちょっと私の悪い頭ではくるくるっとしてしまいますけど、私は（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業には、1年半前に話が出てきた最初から一貫して疑問形で来ております。異議ございますか。

きょうの時点で本会議で削除の修正案が出されているわけですから、賛成することに何の矛盾があるでしょうか。多分私と同じように皆さんの頭の中も、ちょっとねじれ現象になっちゃっているのかなと思います。

ということで、削除の修正案を出された理由の中で、多々疑問点はございます。特に住民投票条例制定を求めた署名運動とは何の関係もないと、これについては非常に頭の中のクエスチョンマークが膨らみますが、しかし確認しても、そういう御回答ですので、そこもあえてのみ込みます。

私が最初から疑問を呈したとおりに、そして4,000人、もしくは署名しなかった方がそれ以上見えるわけですが、市民の皆様もそれを望んでいらしたということが今回確認できていますので、この削除の修正案には、さすが瑞穂市議会じゃないかなと内心想いながら、賛成をいたします。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

今回の（仮称）瑞穂市大月運動公園整備につきましては、平成25年11月8日、教育長より、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について資料を全員協議会、あるいは平成26年3月10日に文教厚生委員会のほうでも、この資料等が出されました。皆さんよく考えてください。今回の当初予算159億8,000万、その借金は17億。1割が借金。今回の整備事業8億9,000万、その財源の内訳をちょっといいますと、借金が6億7,000万、そしてスポーツ振興くじ助成金、これはt o t oと言うんですけれども、そういう宝くじの要するに申請すれば財源が来るんですけれども、1億2,835万。8億9,000万の事業をやるのに、皆さんの税金を歳入に入れるんですけれども、9,200万。家庭ではどうでしょうね。とてもじゃないけど、今言っている事業をやるときに、借金ばかりあって一般財源がない、できないということで、あくまでも事業を展開するについても、しっかり精査する必要があるし、当初、私も一般質問、皆さんもいろいろと一般質問をやられたんですけれども、この公認陸上競技場についての整備水準、1種、2種、

3種、4種という、例えば岐阜のグラウンド、あるいは大垣のグラウンドとか大きい市の総合グラウンドがございますけれども、その1種、2種、3種、4種ということもいろいろと議論してきました。しかし、議会は議会で執行部の考え方についていろいろ内容を詰めてきました。最終的に当初予算が上がってきたら8億9,000万ということで、非常に多くの金額が上がっています。

当初は、議場の中においては5億から7億という市長の考えがあったんですけども、もし仮にこの事業を展開するとなれば、年間維持費が2,800万、あるいは備品、買うだけでも4,600万、そして今言っているグラウンドを整備するには1億8,000万、あるいは今度は管理棟をつくるということでしたんで2億2,000万。今、巢南庁舎がありますので、川があって橋をかければ、有効利用で巢南庁舎の3階でもうまく利用すればいいんですけども、余りにも大きな事業費を（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業に使うということは、市民の考え方、あるいは議会から見ても非常に唐突過ぎる予算、あるいは今言っている事業計画ではないかということで、確かに執行部のほうでは、相撲とか、ジョギング、散策路、あるいは小・中学生が使うということで、2,453回、あるいは5万3,000ということですけども、もったもったこの事業費、あるいは災害時の対応ができるようないろんな議論をしてきました。一度、執行部も、議会も、市民の声をしっかり聞いた予算を作成し、みんなが使えるような総合グラウンドをつくる必要があるということで、今回のこの予算については非常に疑問に思うということで、削除について賛成討論とさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） みづほ会、堀武。

この修正案に賛成をすることに決めながら、少し状況が違うということだけは言うておきます。

なぜかといえば、そこに教育次長もおられるように、私は当初、3,000万の設計予算、それから推測するに、3%ですから4億5,000万から5億に関しての（仮称）大月運動公園ならば賛成ということで賛成をしてきましたけれども、後から後から出てくるのは、そんな話ではありません。大建設計からの説明事項も、いきなりそれによって決定するような話を持ちかけられ、次に関しては何の、図面的なことは出ましたけれども、検討する時間を与えずにのような話。そして、それに抗議を申し込んで、初めて持って帰って検討する、そのような形で来ているのが現実です。だから、今言うように、一回も5億に対する説明事項は私が何回も求めてもありませんでした。これは事実です、議員の皆さんは知っているように。ですから、そのような形での賛成はできないという形で来たのも事実です。

検討をしてないと言うけれども、それに関しては、名前は言いません。10億なら5億で次年

度にかけてやればいいのか、反対もしてなくて橋をかければいいのか、いろいろなことを言って、どちらかといえば行く方向で来たのも事実。観覧席が云々という話もあったけれども、それはいかなるものかとか、いろいろな話までされてもいないです。はっきり言えば、行け行けどんどん。そのときに今言うような形での住民投票条例の制定の話が出て、これに関しても、たかが900票か、多くても2,000票ぐらいだろうと、そのようなことが、極端なことを言うと4,000票を超えて、実質的には三千九百何票ですけれども、その事実があればこそ、初めてこの修正案が出てきたと私は理解しておる。

なぜならば、全員協議会等においてのことにしましては、誰がどう言ったということは言いません。言いませんけれども、審議はされて粛々と来たのも事実。それが無いなんていうのは、私からすれば詭弁です。それに関して修正してくれと言うなら幾らでもしますけれども、それが事実。だから、極端なことを言えば、今言うように市民の方の約4,000の方がこれに関して直接的に署名された。されてない方もいるというのは事実だと思いますけれども、それがあればこそ、今の形が出てきたと私は思っております。私の言うことに反論があれば、どうぞしてください。反論はできないはずですよ。なぜならば、そこまで話は行っていったんですから。

ですから、今言うように、市民の方への説明事項が足りなくて、全天候型陸上競技場がいかなるものか、あるいは市民にとって使いやすいものなのか、説明事項ではいろいろ言っています。でも、あれに関しては競技用ですよ、はっきり言えば。真ん中の芝も、あれも競技用ですよ。いつもいつも市民に開放してできるようなものではありません。そのようなことも言ってはきましたけれども、ただ行政当局から出てくるのは、どれだけ利用して云々という形はっておりますけれども、市民の皆さんが、この大月の全天候型陸上競技用ですよ、運動場ではないんですよ、その辺のことをよく考えていただくためにも、住民投票条例の制定というように形で皆さんの力があつたと。その事実は曲げることはできません。ただし、今言うように、修正案が出されて、これについて白紙ということに関しては結構なことですから、賛成の討論をさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

私はこの総務委員会の提出者の立場で、この修正案の賛成の討論を一言だけというか述べさせていただきますと思います。

私は、新聞報道ではありましたけれども、総務委員会等の新聞でありましたように、議論が十分なされていないということが大きな1点だというふうに認識しております。個人的には、この競技場というか（仮称）瑞穂市大月運動公園が、来月から消費税が上がります。これにも議論がありましたけれども、何のための消費増税であったか。これは社会保障の安定的な財源

を求めるものでございます。確保するものでございます。医療、介護、年金、そういったことに対して莫大なお金がかかってしまう。そういったことで国民の皆様に財源を確保するものでございますが、一般質問なんかでも質問してきましたけれども、その逆に莫大にかかってしまう医療費、介護費に対して、私は市民の方が、本当に多くの方が使えるような施設であれば、また賛成をしていくことも考えておったんですけれども、その内容が十分審議されていないということを思ったがゆえに、今回はこの全天候型の陸上競技場に関しては削除させていただくというふうに提案、提出させていただきました。

1点、これは地元の施設で調べますと、例えば旧巢南の校区では、中ふれあいとか、西ふれあいとかいう広場がございます。これの目的はまた別にしましても、実はこの管理は教育委員会がやっておりますけれども、その管理体制においては、西ふれあいは自由に誰もが入ってもいいというふうに、柵も、鍵もかかっておりませんけれども、中ふれあいに関しては、全部、基本的には柵の中に施錠がしてあります。これ、災害のときの一時避難所にもなるわけでございますけれども、その状態の中で同じような目的として設置されている施設が、片方が施錠されていて、片方は施錠されていない、また使用に関しては、細かいことは省きますけれども、冒頭から、教育委員会の許可が要る、競技等には要るわけですが、一番最初にその部分からも、こういった施設ができることによって何のために使われるかという議論が、先ほども言った十分なされていないということで、今回、総務委員会の中で修正案を提出した側で立たせていただきました。ですから、この修正案に賛成という形で、一言意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 産業建設委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（星川睦枝君） 日程第22、産業建設委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分からといたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時36分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第34号について（提案説明・意見陳述・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第23、議案第34号瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定についてを議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、追加議案について説明をさせていただきます。

去る3月7日、市民団体「大月陸上競技場を考え直す会」より提出されました住民投票条例を求める直接請求を受理しましたので、本日、議会に提案するものであります。

議案第34号瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についてであります。

地方自治法第74条第1項の規定による請求を受理したので、同条第3項の規定に基づき、私の意見を付して議会の判断を求めるものであります。

さて、この条例で対象となっている（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業については、先ほどここの事業を盛り込んだ平成26年度一般会計予算に修正案が出され、その修正案が全会一致で可決されました。この結果に対しては、真摯に受けとめなくてはならないと思っております。

したがって、私が条例提出に際して付した意見の内容も、今では陳腐化したものとなってしまいました。しかし、私がこの（仮称）大月運動公園を事業化してきた経緯、そしてそこに至るまでに多くの体育協会関係者や、スポーツ少年団の指導者や両親、またグラウンドゴルフやゲートボールを愛好する老人クラブの方々とお話をし、意見を頂戴してきたことは事実でございます。意見書にも示させていただいております。この運動公園整備に大きく期待をされた多くの皆さんには、その意に沿えなく、まことに申しわけない思いであります。

また、一方で多くの人が署名されたことも事実であり、そのことについても厳粛に受けとめております。片や賛成意見を述べられる方、片や反対意見を述べられる方、瑞穂市に限らず他の自治体でも往々にしてある行政運営の宿命だと思っておりますが、行政はその両方の意見のはざまの中で、どちらかにかじを切らなくてはならないところでございます。

それには、歴史的背景や、従来進めてきた施策や計画との整合性、あるいは財政的観点からの検討、市民ニーズなど、まさに複眼的思考でもって選択をしているわけでございますが、このことについては議会にも早くよりお諮りをし、御検討をいただいて進めてきたと思っておりますが、本日のような結果となり、まことに残念の一言に尽きます。

そうした思いをつけ加えさせていただきまして、今回の追加議案につきまして概要を説明申し上げます。議員の皆様方には、十分御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきます

ようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、本案に対する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

条例制定請求代表者 河合達美氏の議場への入場を許可し、発言することを許します。

[条例制定請求代表者 河合達美氏入場・登壇]

○条例制定請求代表者（河合達美氏） 日程第23の議案第34号に関連することにつきまして、請求者の代表として御意見を述べさせていただきます。

まず、貴重な時間を、日夜を分かたず市政のために献身的に御尽力賜っておられます皆様に御意見を述べる機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

平成24年4月に施行されました瑞穂市まちづくり基本条例、この前文に、市民の一人一人がまちづくりの主役です。そしてまた第1条の目的に、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりをするということに、これは平成24年ですので、ただいまの堀様が市長になられてからのことだと思いますが、これにつきまして御意見をするんですが、この問題の大月の運動公園というのは、公園という名目にしろ、あるいは広場にしろ、またいろいろなその中に施設をつくられることにつきましても、これは都市公園法という法律がありますので、それに該当するので、これによって整備をされなきゃならないということをまず申し上げ、それを踏まえての意見を申し上げますので、また今の平成24年の瑞穂市まちづくり基本条例に対して、これを踏まえて御意見を申し上げたいと思います。

請求の趣旨につきましては、請求書に記載してありますとおりでございますので省略させていただきますが、先ほど申しました都市公園法ですね、これは運動公園にされ、あるいはまた広場にされ、緑地にされ、こういった名目いかににかかわらず、陸上競技場にされても、それはこの法律に基づいて整備をされるということになると思いますので、そういうことを含めての意見を申し上げます。

瑞穂市の年間の道路維持修繕に費やされる費用はですね、私はちょっと定かでないんですが、10億ぐらいだと思いますが、その中で今回のこの1事業で8億9,000万円ですか、施設用地取得費は別ということで、これは別と申しますのは、既にこの区域内で取得されておる費用、それからこれからも取得する費用。そこで25年の補正予算で2,470万円ですか、なされておりますが、これはこの8億9,000万円の中には入っていないので、そういうのをいろいろ含めると9億かどれだけかかかっていると思うんですが、その補正予算が提案された中身を検討しますと、既に計画にのせられてみえます設計費用とかそういったものですね。そういったものが809万円ですか、そういったものは今度は8億9,000万円のほうへ振りかえられるんじゃないかというように考えておりますが、それが間違いでしたら、また訂正を申し上げますが、そのように心得ておりますので。

その2,470万ですか、これの原資は市民税ということになっておると思うんですが、それで市のほうの皆さんの御意見を、今の金額が大きい少ないにかかわらず、市の皆さん方には了解を得ておるといふようなことが必要ではないかと、こういうふうに申し上げるわけですが。

この計画は、平成12年か13年ころに巢南町の時代に計画がなされた。それを合併のときに継続して、新市の計画ということで計画決定して議案として今回上げられておるわけですが、巢南町で計画したときと今とは、時代的な問題もあると思うんですが、先ほど申しあげましたように、事業の金額、予算的にも大変重要なことだと思いますので、市の皆さんへ情報を十分に発信して了解をとると。一々了解をとるといふわけですが、こういう事業の説明につきましては一方的になるかもしれんけれども、あるいは賛成・反対の公聴会をやるとかそういうことで、直接反対とかどうこうで、そのままということにはならないんで、そういったことをやっていただく必要があるかと思ひます。

それから、「みずほ市議会だより」ですね、ことしの3月1日に発行されました第43号、これを見ますと、松野議員さんからの質問について教育次長さんが答弁されておる中に、今後10年間の主な事業として、この大月運動公園がありますが、これは10年間のうちにはこういうこともやりましようということだと思いますが、ことしやるということでは、ここで出されないと思うんですね。

それから、次に古川議員さんが、歩道橋整備事業についての問いただしがありましたところ、都市整備部長の答で、野田橋の設計がめどがついたんで、来年は調査設計して、再来年には事業着手できるんじゃないかと。野田橋じゃなしに、このときの歩道橋というのは柳一色ですか、朝日大学の北のところの中側にかかっておる橋だと思うんですが、これくらいの橋でもこれから2年ぐらいかけて慎重に、特に橋梁につきましては落ちたりなんかするといけませんので、しっかりした設計をしなきゃならんということもあるかと思ひます。そういった内容ですが、この運動公園については、話が出てから半年ぐらいで実行予算が組まれているというのは、なかなかちょっと、その辺にも意見を申し上げたいと思ひます。

それから、この事業用地ですが、事業用地は都市計画区域でないんで白地ですが、平成18年の3月11日に土地改良法による土地改良の換地処分が終わったばかりで、そのときにもう既に瑞穂市の第1次総合計画で多目的広場の整備をとということで上がっておりますが、また平成24年の3月にも多目的広場と、こういうふうに上がっておりますが、これは先ほど申しあげましたように、都市公園に該当しますので、都市公園のいろいろ政省令で決められておる整備基準を満たしたものをつくっていただきたいと思ひます。

それから、平成18年の3月に換地処分のあったときは、畑として換地処分がされていると。今、見せていただくと、ちょっと小砂利がまじった土砂で埋め立て整備がされておるんです。これは換地処分のときに畑として土地改良事業が置いた土とはちょっと思えないといふので、

その辺もどういうことかということをお願いしたいと思いますが、今、市の商工農政課のほうでちょっとお尋ねしますと、農地台帳にないと。何で畑が、消えるわけではないんですが、何でないか、その辺もいろいろ不可解なことがあると思うんですが。

都市計画法の広場として都市公園法の公園・緑地とは、都市計画区域に関係なく、市町村及び国・県が設置するについては公園緑地法の適用があるんで、平成23年8月30日の法律105号を参考に基準面積が決められておるはずです。そのときに自治体の計画面積内に住んでおる人ですね、それは老人も子供も含めて1人10平方メートル以上を確保しなさいと。すぐつくりなさいではないんですけど、できるように土地を確保していくということですね、温存すると、こういう格好ですが、また市街化区域のような市街地については、1人5平方メートルですね。ちょっと少ないけど、そのかわり完全に市街地は公園をつくらなくて、確保するにはそれだけの面積を確保する、あるいは現状で確保する、そういうことですが、そのときと同じような時期に、都市の緑地法というのがありまして、緑地の中にはいろいろあるんですが、この付近は岐阜市を主とした岐阜地域都市計画区域ということで、今の都市計画区域のしてあるなしということじゃなしに、大きい目で見たところの岐阜地区の都市計画区域、そこの中で緑地法の、被害があったときに、その緑地がなくなるとはいかんで、各市町村で大体のところを、これは市の職員と地域の都市計画関連の上級官庁の職員との間で、この法律をいかにすべきということで協議した結果、いろいろ各市町の計画ができておるわけで、それでこの中に大月の地域は入っておるのかどうか、その辺もわからないんですが。

その緑地は全部、都市公園としてみなされるんですが、都市公園の中には、今の公園のところにある道路ですね、道路から広場、それから休憩場とか、陸上競技場とか、プール、あるいは子供の遊ぶ遊具とか、囲うところの門だとか塀、駐車場だとか、便所とか、売店、いろいろ政令でもっとたくさんの種類が載せられておるわけですね。これに皆該当すると思うんで、その辺も踏まえてやっていただきたいと思うんですが。

ちなみに、先ほど申しました農地法の5条の関係がどういうふうにしてあるのかということも、ちょっと記録をとってもわからない。それで、この中での一部のところをちょっと見ましたところ、大月の子別の1274番の地目は畑で、これは現在、区域に入っておるんですけど、高田さんのものやということであるんですが、その隣の1275番の地目は畑ですが、これは瑞穂市、昨年9月6日に一応瑞穂市に登録してあるんです。それからどういうことか、前、いろいろ農地法上の許可がとってなかったんで、とり直される経緯があったのか、1カ月後にまた、25年10月16日に瑞穂市に、一応消して、また登録がされている。この辺は、農地法上の5条の関係でなされたのか、その辺もわからんと、かように思うわけですが。

その中で、先ほど申しました25年の瑞穂市の一般会計補正予算の中の第5号を上程して議決がされたと思うんですが、いつされたのかちょっとわかりませんが、3月12日に調べましたと

ころ登記中で、要するに登記所へ行って見ると、こういうちょっと色のついた謄本をくれるわけね。これを見ても、今の名義を変更したことが、農地法の条例上どういう格好でなされたか、ちょっとわからないんですね。

それから、その隣の1273ですか、これは瑞穂市に移っておるんですが、この辺も、許可時のとき、許可を受けたときは畑でなきゃやれん。それから、普通、地目の変更は、1カ月以内にやるのが不動産登記の標準の申請の件ですが、ところが現在もまだ畑ということになっておりますので、この辺はどういうものかということなんですが、中身を調べればいろいろあると思うんですが、私は条例請求者の代表者としてきょう申し上げるのは、計画だとか手法が、関係土地の所有者に対して正しいことが行われておるかどうか、この土地の所有者に対して、市民に御迷惑をかけておってはいけないということでございますので、まずこれを解消してもらって、それから計画をしてもらいたいと、かように思うわけですが、見直して提案してもらうには、どうしてやったらいいかという問題が、この議案に上げられております条例の制定を請求している趣旨でございますので、この辺を踏まえたように仕事をしてほしい。要するに一般の家庭の場合は、1カ月で地目を変更しなきゃならんという、そのうちの家庭の事情もあると思うんですが、ところが公の地方公共団体が、一般市民の模範となるべきところの扱いが、法律を軽視するといいますか、許可をとってなければ無視した格好になるんですが、こういうことのないことをお願いしまして、これを実行されてから、この次の段階の計画をする、その計画についてまたこういう条例をつくった内容に従ってやっていただきたいと思って請求をした次第でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（星川睦枝君） これで条例制定請求代表者の意見陳述は終わりました。

意見陳述者の河合達美氏には退場していただきます。本日は大変御苦労さまでございました。

〔条例制定請求代表者 河合達美氏降壇・退場〕

○議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第34号瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

先ほど議案第34号を、堀市長がこの書類を朗読いたしました。そして本日、河合達美氏が趣旨説明をいろいろしてくれました。その中で河合氏は、堀市長と大変親友でございます。堀市長の現状の気持ちをちょこっとお聞きさせていただきませんか。まずそれが第1点。

そして第2点、この条例が可決された場合、予算がかかるんですね。予算がどれだけかかるか、早瀬部長、後ほど答弁をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ただいま、きょう意見陳述をされました会長の河合さんとの関係におきまして、信頼関係のある人ではないかと、こういう御質問でございます。まさにそのとおりでございますが、同じ信頼関係、また知り合いでございます。事によりましては、是々非々という言葉がありますように、河合さんとしましては受けとめ方が違うお考えの、このことについてはお考えが違う、こういうことではなかろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この住民投票条例が制定されますと、通常の市長選挙、または市議会議員選挙の経費とほぼ同じぐらいだと思いますので、1,200万から1,500万程度かと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） ただいま河合氏からいろんな趣旨説明を、大体20から30やられたんですが、市長も隣で聞いておられるんですが、その趣旨説明について、市長はどう思われますか。よく聞こえましたか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私、ちょっと難聴でございますので、はっきり言って聞き取れなかったというのが現況でございます、はっきり申し上げて。後で、録音しておりますので、よく聞きたいと思います。私では、あのときはほとんどわからなかったのが現況です。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

先ほど議案第34号について、市長さんのほうから提案の説明をいただきました。この2ページのところを開いて読んでおりました。ここでは多くの体育協会関係者やスポーツ少年団の指導員、あと書いてありますけれども、要は一般の市民の意見といたしますか、そういったものは抜けておるわけですね。体育関係にある方のいろんな御意見やアンケートといたしますか、そういったものをとったものが多くて、一般の市民の声を聞いてないということが、ここに載っていない。そこは市長さんとしては、一般の市民の声というのはこちらへ置いておいて、体育関係者の意見を聞きながら進めて、大月運動公園になったということで理解してよろしいでしょうかね。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 体育協会を初め老人クラブ、またスポーツ少年団の指導者、いろんな親さん方というところがございます。こういった方もみんな一般市民でございます、一般市民は本当に多くの、私、はっきり申し上げますが、いろんな市の行事、イベント、これには全てのように、日曜であろうと私はいろんなところへ出させていただいております、はっきり申し上げます。相当な人にお会いしております。この中では私が一番市民と接触が多いと思います。私は簡単に誰にでも変わらんように呼びかけもしますので、そういった意味では、私が一番市民の多くの声を聞いておると言っても過言でないと思って自負をいたしております。

私はいろんな一般市民と接触させていただいております。こういった方も全部一般市民でございます、特別な人でございませぬ。一般市民の意見を聞いておるといってございませぬので、よろしく願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今の御答弁ですと、一般市民の皆さんの声を多く聞いているということとであります。けれども、例えば私たちの地元といたしますか自治会へ帰っていきますと、運動公園の話をしてみますと、そんなこと聞いてないという声が非常に大きいわけですよ。本当に皆さんの声が吸い上げられているのか。例えばパブリックコメントであっても、数十人の人の意見が来ているわけですね。私が思うには、例えば自治会が100近くありますから、そういったところでもお話をどんどんされているとか、行政側は、そういうこともなくて、多くの方から意見があったからつくると。

ましてや、私も先般、質問しました。これは、今後10年間における市の大きな施策は何がありますかと聞きました。そこには運動公園も入っております。けれども、ほかにいろんな学校施設もありますし、この本庁舎の改修工事もあります。いろんな事業があります。下水もあります。そういった中で、どこが優先順位で仕事をするかと。これが議会、あるいは行政がちゃんと責任を持ってやるのが当然だと思ふんですね。それが急遽、こういうふうにならざるを得ない

ということは、市民の声を聞いてないというふうに感ずるわけであります。どう思われますかね。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ずうっと私、市長になりまして、これで7年を経過しようとしておりますが、市民が何をしてほしいか、どういうものがあれか、それで大月運動公園でどういうものがあれかという、そういった御要望等を聞くわけでございます。もちろん人によっては、自分のところの側溝とか、集落のあれとか、そういう話からいろんな話を聞きます。ですから、言われたあれは大抵、本当は自治会の皆さんのまとめでいただいた、それに基づくべきですけども、できるだけ聞けることは、見るだけでも見たいということで、現場もできるだけ見るようにしておる。そういった要望を聞いておる。大月運動公園、同様の要望でございまして、今回の大月の関係におきましては、これまで生津のスポーツ広場を整備してまいりました。これとは同じ屋外の運動場ではございません。全く種目の違うあれでございます。これは小学校から、記録会を初めとしまして中学校、いろんな意味で使えますし、私ども試算をいたしておりますのは、小学校・中学校、そしてスポーツの関係の人、そういう人だけ使うだけで大体年間5万6,000人と計算をいたしておりますし、一般市民は入れておりません、はっきり申し上げて。けれども、ここの場合は、よその競技場とかそういうものと違いまして、一般市民も参加して使えると、こういう形をしておる。中の芝生広場なんかは、グラウンドゴルフ、ターゲットボードゴルフを初めとしまして、もちろんサッカーもできますが、そういうあれで、一般市民が参加してできるような、競技場と違いますので、そこら辺のところは御理解をいただきますよう。そのあれも、先ほど予算がああいう形になりました。けれども、私どもが今まで申し上げてきましたのは、そういうことを申し上げてきたということを改めて御承知おきいただきたいと。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） みづほ会、堀武。

市長か、市長でなくても教育次長でも結構ですけど、正確な答弁をお願いしたいというのは、市長からですが、このことについては議会にも早くよりお諮りをし、御検討をいただいて進めてきたと思っておりますという答弁がありました。そうすると、総務委員会で議会側が受けている説明事項が足りないということとの整合性がないような気がします。なもんですから、いかにどのような形で議会に対して順序を追って説明事項をして納得していただいておりますというようなことを説明していただきたい。そうでないと、議会の議員、総務委員会に関してもそうですけれども、説明が足りないと、だからこの件に関しては言っていることと、市長の言っていることの矛盾点はどこにあるのか。そのためにも行政側から、いつどのような形で議会に

説明をし、そしてお諮りをして納得してもらうような努力をしたということを説明していただかないと、これは相反する答えになると私は思っているものですから、行政側として誠意ある、要するに議会に関しては誠心誠意をもって、時間もかけて検討を進めてまいったということを説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの堀議員の御質問ですけれども、議会に対して説明ということですが、これにつきましては、平成25年度につきましては、ずっと議会の中で説明しておりますが、まず最初に平成24年度9月24日、9月定例会議会において一般質問の中で、大月グラウンドの整備計画という質問がありまして、それで市長が答えておりますし、平成25年度の2月の3月議会定例会、ここにおきましては大月運動公園の用地費、設計費を織り込む際に、会派説明会、それから文教委員会、それから全員協議会でも、大月公園の概要と、それから構想図について説明をさせていただきました。3月議会の中の一般質問でも、これについて説明をさせていただいております。その後、5月にはパブリックコメント等をしたりしておりますし、6月の議会でも、また一般質問がありました。その中でも大月運動公園についての答弁をさせていただいております。

その後、10月に入ってであります。10月に大月の土地取得について臨時議会を開いた際、そこで説明をさせていただいておりますし、それから10月19日、10月29日、11月19日と全員協議会を開いて詳細に説明をしているところであります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 詳細に説明をしたとのことであるが、最初に説明をされたのは、どこの誰が説明したか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 一番詳しく説明させていただいたのは、25年の3月の全員協議会、ここでは概要説明ということで説明させていただきましたし、その後の10月19日、10月29日、11月19日と、この3回の全員協議会でも、設計業者を呼んで内容について説明をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのような説明で、要するに議会に関しては誠心誠意説明をしたというように市長は捉えているわけですね。

それはいいんですけど、それに関しては皆さんがどういう判断するかだけでいいんです。ただ、今の中で、市長は、全天候型陸上競技場の中の芝生の面に関して言われていた件ですけど、

これに関しての教育委員会、課長からの説明事項では、競技用であって、一般の市民がそんなに利用できないと、維持管理も大変だからというような形で、その芝生の面に関して、利用に関して、市民が簡単にいつも利用できるようなことではないというようなことを、本田の出前講座というんですか、言われておったと思うんですけど、再度その辺に関して聞きますけれども、要するに全天候型グラウンドの中の芝生、人工ではなくて本芝の利用は、競技・大会用だというふうに説明をされていたと思うんですけど、その辺が間違いかどうか、確認のために御答弁をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私は、一般市民が使える、多くそれが使えるということで、競技用のグラウンドと違いますので、ウイークデーは特にグラウンドゴルフ、この愛好者というのは多いわけございまして、瑞穂市だけが芝生の上でやるグラウンドゴルフ場はどこもないわけございまして、これはグラウンドゴルフ協会なんかの強い要望で、どこのまちにもあるのに、何で瑞穂市はないんだ。ですから、この中のあれは、まさにそういった形で、ウイークデーなんかは、老人クラブを初め健康づくりのために使っていただく。

そして、実はターゲットバードゴルフというのがございます。これは今、河川敷でやっておりますが、なかなか管理が、河川敷で、草刈りをするのでも、グラウンドを整備するにも、機械を向こうへ持っていくのにも非常にあれだということから、できるならこちらでやらせてほしいと。そういうあれも、ですから多く広く利用をしていただけるという、これが競技場専門でございます。ですから、公認をとるわけでございますので、一般市民がいかに多く使えるか、五万何千人のほかに一般市民がいかに使えるか、そういうことを考えて申し上げておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 本田での出前講座で説明された話と、大分内容が違うような気がするものですから、いつの時点でそんなふうになったのか甚だ疑問に思っております。そのようなことで、市民の方によく知っていただくということが重要だし、参加型の形で、今も行政のほうは説明を議会にはたくさんしてあると。議会のほうは、まだ十分な説明を聞いてないと。そのような形の中で、果たして全天候型陸上競技場が市民の皆さんが使いやすいのかも含めて、市民に周知徹底して、そして議会と行政、そして市民が一体になっていく必要があると思うものですから、その辺のことで、一千何百万かかると言われますけれども、その辺のことが高いか安いかということはよくよく私は判断したいと思っております。

答弁は結構です。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず1つ目です。先ほど、大月陸上競技場を考え直す会の代表者の河合達美氏の御発言の中で、たしか最後に言われたことですが、土地の話ですね、大月の。市町村は農地を所有できないはずだがということをおっしゃいました。さっき中に、全員協議会に入ったときに確認しましたら、地目は畑、農地ということですね、課税は雑種地だという御説明を受けましたが、地目が畑のところ、つまり農地を市は買ったということでしょうか。

私もこれはちょっと疑問に感じたので、今回の総括質疑だったかなと思いますが、土地を買ったときの議案だったかもしれません、地目は何でしたかとお聞きしましたね、たしか。そして、雑種地だと言われましたね。いつ変更になりましたかと言ったら、今そこに資料がないのでということでお返事がなかったわけですが、まとめますと、先ほどの河合氏の話と今までの行政の御説明では、雑種地を買ったのか、地目がですよ、それとも農地、畑を買ったのか、どちらなのでしょう。もし畑を買ったとすれば、もう変更したという私は答弁をこの間受けていますので、食い違いがあるんですが、ちょっとまずその辺をお答えいただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、地目については畑です。課税が雑種地で課税をしてあるということです。この土地については、大月の土地改良事業がありましたときに、公共下水道事業の用地とあわせて多目的広場という関係で用地の集積、これが事業認定の一つになっておりまして、この大月土地改良事業の中で公共下水道とあわせて、当時、総合計画にありました多目的広場の土地の集積をそこで行ったということです。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議員というのは何もかも知ってないといけないもんですから、そういうことに疎い私は大変戸惑うわけですが、地目は畑ということですね。先ほど河合氏の発言の中には、市町村は農地を買えないはずだと。そこについてお聞きしたんです。もう一度ちょっと、私にわかるように御説明いただけますか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、先ほど申しましたように、大月土地改良の中で、多目的広場の用地ということで集積した用地でありまして、大月土地改良の中でも事業認定されております。この土地については、地目は畑であります、この事業を認めていると、

大月土地改良の中で事業集積したということで、地権者においては当時から、土地を売っていただける方については早くから売っていただくようにということで説明しておりました。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 地目は畑だけれど、買うときには雑種地で買ったということだけ確認できたと思います。違いますか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 済みません、ここについては土地鑑定をとっておりまして、土地鑑定では畑で鑑定をしておりますので、畑で買ってあります。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） じゃあ、この間の答弁は、雑種地で買ったと。いつ変更しましたかと言ったら、ここには資料がないので答えられませんかと言ったのは、答弁は間違いだったということですね。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 課税が畑なんですけれども、現況課税で税金をかけますので、固定資産については雑種地で算定した金額が課税されているということです。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） まとめますが、私は地目は何かとこの間お聞きしたんですよ。そしたら、雑種地ですと。いつ変更しましたかと言ったら、ここに資料がないのでちょっとわかりませんと聞いたんで、やっぱり答弁は違うということですね。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 地目は畑です。税金のほうは現況で課税してありますので、雑種地で課税してあるということを申し上げました。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ですから、雑種地で買ったというのは、地目を聞いたわけですから、私は。だから、雑種地で買ったというのは、課税がそうだからじゃなくて、私は地目を聞いたわけですから、ですから畑という地目のところを買ったということで、さっき河合氏が、畑が買えるのかと言ったのは、そのことだったのかなと思いました。この点につきましては、さらに私も調べないと、これ以上ちょっとわかりませんので、ここで終わります。

2つ目です。

十分説明をしてきたということをして市長は意見書の中でもるる述べられ、そして今、堀武議員の質問に対しても答えられましたね、日にちまで言って。確かに私たちは説明を受けました。平成25年3月に設計概要の説明が文教委員会であり、昨年の10月19日、29日、11月19日、全員協議会、記録を残さない会議ですが、ここでも資料つきで説明を受けました。私がそこで納得できなかったのは、資料を文教委員以外に配付を非常に渋ったこと、これは平成25年3月ですね。まだ絵図ですからという理由で。それから、秋になって3回ですね、10月19、29、11月19日の資料もマル秘扱いでした。先ほどの利用計画もマル秘でした。私は仕方がないので、情報公開請求をして資料をもう一度出してもらって、私たちは市民の代表で出ているわけですから、自分がわからないこと、また市民に説明すべきこと、それから市民に聞かれたことに対して説明する責任があるものですから、そういう責任からそういうことをして、これもネット公開いたしました。なぜこのように資料をマル秘にし続けたのでしょうか。

ちゃんと説明したとは言いがたいと思うんですよ。私もそのまま説明できなかった。文教厚生委員長の皆さんも、議会報告会で利用率を聞きたいと言われて、書類がマル秘になっているので、ここでは言えないと答えざるを得なかったわけですね。私が情報公開請求したのは、その後です。

なぜこのように資料、しかも利用計画まで、財政計画もそうでしたけど、幾らで買うと、何が幾らというのを、なぜあのように資料をマル秘扱いにし、回収し、それから最後のほうは渡していただきましたけど、やっぱりマル秘はとれなくて、取り扱いには十分御注意くださいと、そこまで言われなければならなかったのか、十分に説明したとは言えないと思うんです、その経過では。ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 10月の時点では、まだ設計もできておりませんし、そこで説明させていただいた内容が、あたかも完成したかのようにとられても、また市民の方に誤解を生むということですので、10月の段階ではそういう取り扱いをさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 大変おかしいと思いますよ。この間の一般質問でも申し上げましたが、瑞穂市まちづくり基本条例ができて施行しているわけですね。これの一番の柱は、市民参画、計画段階から参加するわけです。私たちへの説明ももちろんですね、計画段階から御説明を受けて、ここはこうしたらいいんじゃないかという意見を申し上げたんですね。今は市民も市民参画の時代なわけですから、全部決まってからでなければ出せないというのはおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 10月の時点では、規模とか内容とかというのはまだ途中の段階ですので、ある程度決まった形で市民の皆様に見ていただいたほうが、公表したほうがわかりやすいのではないかという意味も含んでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ですから、それがおかしいと言っているんですよ。十分な説明をしたということについて、今まで御質問があっってお答えになっていますからね、私も同じ質問をしております。私の質問だけおかしいと言わないでください。議員さんをお願いします。

もう一回、答えてください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 10月の時点では議会の皆さん方に内容について理解をしていただく方向性を決めていただくという、そういう内容でありました。一般の方に内容について公表するには、まだ途中の段階で、ある程度決まった形ができてから公表したほうが混乱を招かないということで、そういう措置をとらせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） その答えが絶対におかしい理由を言いましょうか。パブリックコメントでは全部出しているわけですよ、もう今は消しちゃってありますけど、概要書も、計画も。それで何で全員協議会で私たちに資料つきで説明したものをマル秘扱いにして、しかも一般市民には計画段階ではお示しできないというわけですか。もう一度だけお答えください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） パブリックコメントにつきましては、あくまでもイメージ図と概要をお知らせしております。10月の時点では、金額と、それから中身についてもある程度絞っていく段階でした。ですから、そういう違いがございますので、そういうふうに扱わせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 概要はパブリックコメントでネットに載せるけれども、内容や金額については、利用計画もそうでしたけど、一般市民の方には計画段階ではお示しできないと。つまり、市民参画はしていただかない、させないということですね。わかりました。

次の質問に移らせていただきます。

提案書には、地方自治法第74条第3項の規定に基づく意見書というのがございます。市長の意見書ですね。この中に、住民投票の時期について最初の部分と最後の部分で書いてございま

す。これは傍聴の方は資料としてないので、ちょっと読みますが、初めのところにこう書いてあります。「本事業については、既に相当の時間をかけて審議を行ってきたところであり、新年度予算に盛り込み、その議案も議会に上程し、しかも一方では補助金申請も行っている今」、次ですね、「時期的にも極めて不都合ではないか」、条例を可決し、住民投票をやることが時期的に極めて不都合ではないかと、これが最後にも書いてございます。「今回の案件は、既に議会にもお諮りしている状況でありますので、時期的にもなじまないものとの認識を持っております」と。初めて終わり2回にわたって、時期的な問題で住民投票を今やることはなじまない、賛成できないと、こういう意見書をつけていらっしゃいますが、いつだったらよかったですでしょうか。今では遅過ぎるという言い方に聞こえますが、お願いします。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） いろいろくまがい議員から、まちづくり基本条例の理念に即した御質問をいただいておりますけれども、実際、まちづくり基本条例の理念に沿ってパブリックコメント等も去年5月にやっているわけですね。確かに数は四十数件の数の中で、賛成意見は38件あったんですけれども、パブリックコメントがそれで全てとは思っておりませんが、先ほど来市長が申していますように、いろんな各種団体からの意見も伺いつつ事業化をしてきたわけですね。その事業化をする中でパブリックコメントも実施したわけですが、そういった段階でもし住民投票をやったらというようなことであれば、それも可能であったかわからんですけれども、この住民投票をやられるときに、昨年9月、それから12月に提案があったわけですが、そのときもお話ししましたように、一応この（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業を行いますよということで、例えば設計費なんかは、それも議会にお諮りをしていて、それなりに議会のほうも認めていただいたから、少しずつ少しずつ進めてきたわけですね。いきなり今、平成26年度の新年度予算でぼんと出しているわけじゃなくて、ここへ至るまでにはそれなりのプロセスがあって、議会にも、先ほど来高田次長が言っていますように、手順を踏まえてきております。

ですから、25年度の予算の中でも設計委託料を認めていただいた。その認めていただいたという、その後に、もう一回パブリックコメントもやりながら、どういう形にするかということ、イメージ図を出してやってきたわけですね。その中で、今の新年度予算を計上した中で、またここで住民投票をやるとなると、この事業執行は立ちどまらざるを得ないわけですね。一方で補助金の申請もしておりながらということで、そういったタイミングがいかがなものかという内容になっておるわけですが、じゃあいつだったらよかったですかというのと、パブリックコメントをやった折にでも、どうですか、その内容はどうなんですかということ、御提言いただければ、可能ではあったかもわかりません。ただ、そのときには市としては、直接民主制と間接民主制になるわけですが、議会というのは市民の代表である

皆さんが御審議をしていただく、今の日本の地方自治制度がそういう形になっていますので、その市民の代表である皆さん方には、その都度お諮りをしておりますので、民主主義のルールにのっとった手続を経ながら事業を進めてきたという考え方をっております。

ですから、先ほど来申していますように、土地を買う状況とか、あるいは設計費を計上するときにも、どういう内容のものを想定して予算化したかということは、その都度その都度お話をしておりますので、今の許された民主主義の制度の中では、そういった手続を経て時系列上進んできた経緯がございますから、一応の今のルールというのは踏襲しているんじゃないかなと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 質問に答えていただきたいんです。議会のことは聞いていませんから。住民投票はいつがよかったかだけをお聞きしているんです。住民の代表の議会にお諮りしてきたからいいんじゃないかも、今、答弁の中にまじっていましたね。それは聞いておりません。それはもう済みましたから、私の質問では。住民投票の時期について、市長の意見書で、今の時期はもう遅いというか、時期的に極めて不都合、それから時期的になじまない、今はね、こういう書き方です。だから、いつならなじんだのかと、そのことだけをお答えください。住民投票、市民に意見を聞くというのが、いつだったらよかったのかと。今は芳しくないというふうに意見書で市長さんは言われているわけですから、そのことをお聞きしているんです。議会はもう結構ですから。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） この住民投票につきましては、たしか12月の議会でしたか、9月の議会だったか、西岡議員から御質問いただいたと思います。私は、この住民投票、全国のいろんな住民投票を見ましても、町が合併をするとか、そして原発の是非を問うとか、産業廃棄物の関係の、あれの関係を問うとか、そういうあれでは住民投票されておりますけど、こういった一般の施設ですね、これは代弁者でございます二元代表、首長、そしてから議会、それぞれ住民から選ばれておまして、執行権と提案権が首長にございます。議会に議決権がございます。その議決権のある議会としっかり審議する。我々、大きなまちを左右するようなあれでしたら住民投票、あれだと思いますが、やはりこの事業、これは計画に基づいて、長年の計画、旧巢南のタウンセンター構想、平成4年の第3次総、平成13年の第4次総、そして新市の瑞穂市の新市計画、そして瑞穂市の第1次総合計画、全部この大月の多目的広場が盛り込んであります。もちろん旧巢南のときのタウンセンターには、まさにそういうスポーツ広場、運動場も写真にも入れてあるぐらいあれでございますし、そしてそういう中で市の中で話し合ってきた。

やはりスポーツ施設、スポーツは、この前もソチのオリンピックがございました。非常に元

気と、そして感動も与えます、はっきり申し上げまして。そういう関係からスポーツ施設を整備する、健康づくりのために。子供たちには夢を持たせる。こういう関係からいきまして、生津のスポーツ広場にはこういうスポーツが、全く多目的で、きちっとそれぞれの種目に使えなかった。それを整備させてもらった。もうあとはこちらで、体育協会、いろんな要望のあるあれが残っておるのはこちらで、これで大体整備ができるというところで、このことについては先ほども申し上げておるように、何回も議会にお示しして協議していた。それがマル秘とか何とかおっしゃいますけど、まだ予算がきちっと通っておるあれではありませんから、それがひとり歩きしてまってはだめですから、マル秘で、こういうのは相談をかけてきた。

私は過去、瑞穂市の市会議員を3年やらせていただいています、大きな問題でも一つも議論したことはございません、はっきり申し上げて。全部、議会が始まるその日にぼんと出て、事前配付もなかった。大きなあれが全くなかった。私になりまして、それも事前配付をし、いろんなこと、私、議員出身でございますので、議会の皆さんにできるだけ相談をかけております、はっきり言いまして。それだけかけてきて、そして2階へ上がってはしごが外されて、そんなふうに私は受けとめておるところでございます。はっきり申し上げまして、これが本音でございます。

ですから、皆さんが予算は修正だと決められました。これも私、本当に真摯に受けとめさせていただきます。そういう中でのあれでございますが、住民投票が出ておりますので、私は意見書もつけまして、皆さんに意見もつけて出しました。それによって議会の皆さんが粛々と御決定をいただきますよう、御判断をいただきますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 答弁になっておりません。

私と西岡議員、改革は、きのうも確認しましたので間違っていないと思いますが、昨年、平成25年の6月に私、9月に西岡一成議員が、大月の事業について住民投票で市民の意見を聞いたかどうかと質問しております。これが3カ月おくれの9月と12月の議会だよりで出ております。いずれも必要ないというか、そういう御答弁でしたので、今回、この意見書ですね、市長がつけられた。これで、今この時期にはそぐわないとか、なじまないというのは、もともと1年前でもやるつもりはなかったということですね。

今の御答弁を聞いていますと、議会に諮ればいいと。これは本当に耳にたこができるぐらいずうっと聞いてきました。言葉どおり言うならば、一番最新は、議会の絶対多数派に賛同を得てきた。その後ろには何千何万という市民がいると。これは一般質問のときに申し上げましたけど、もう1回申し上げますが、絶対多数派というのは誰かしらと、うちへ帰って考えました。

揺るぎなく、市長が御賛同を得てこられた会派だと思います、新生クラブ、公明党、清流クラブ。2年前の選挙の票を計算しました。1万3,000票ありますから、確かに何千何万です。絶対多数派という言葉を使うなら、私たち2人は絶対少数派です。数を計算したら1,155票でした。

一般質問でも申し上げましたが、なぜ私たち2人が、絶対少数派の2人が呼びかけて、あれだけ市民の方が署名して下さったのかということをお願いしましたよね。つまり、自分たちの声を聞いてもらいたいんですよね。別に政党がどうか、私たちを支持しているとか、そういうことは全く関係なかったと思うんです。ちょっといきましたけどね、くまがさんの言うことには賛成できないから署名しないという人は。本当にちょっとは見えましたけど、それはもう仕方がないと思っていますので、そこはスルーしましたけど、ほとんどの方はそういうことに関係なく、市政、大月の事業、これが大きい小さいかだと言われますが、住民投票をやるのは、違うと思うんですよ。自分たちの瑞穂市政ですね、まちづくりにとって大事なことか否かを、私たちはそういうことは一言も言っていないんですけれども、本当に市民の勘で素早く察知なさったんだと思います。これはもう言いたいんやと、今の10億円という価値、それから決め方の問題、説明不足ということに関して、私たちも言いたいと、聞いてほしいと、こういうことだったと思うんです。選挙の票がどうのこうのとか、議会で決まればいいのか、そういうことじゃなかったと思うんですね。

ということで結論としては、市長さんは議会に諮ればいいのかというのは、まちづくり基本条例にも反しますし、住民投票というのは憲法が一番後ろのほうにありますよね、ちゃんと。憲法の中にあるんですから、地方自治法じゃなくて、することができますよね。それを否定したら、まちづくり基本条例や地方自治法じゃなくて憲法の否定になると思いますが、議会に諮ればいいのかというのは、いかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） いずれにしても、住民投票でこれだけの皆さんが署名されました。また、これをまとめられました皆さんには、努力されましたことに対しては、私は本当に敬意も表しておりますし、厳粛に受けとめております。

いずれにしても、受けとめ方もいろいろあるわけですが、1つだけ私、旧穂積町のとき、ここに総合センターがございます。あの建物を建てられましたのは、一般会計96億8,000万円のときに幾らかけられたか、36億3,000万円。一般会計の総予算が96億8,000万円のときに36億3,000万円。今、瑞穂市の予算が159億8,000万円、一般会計。それでも36億といえは、96億8,000万円のときにです。そして、これは平成5年でございます。6年に加えて5億7,000万、合わせて総合センターだけに42億円の金。そんなときでも、私、相当反対とかあれがあったと思いますが、住民投票はない。やはりそのときの執行部、また議会が先を見越され

たと思うんです。そのときに相当なあれがあったと思います。けれども今、あれがありますので瑞穂市の顔になっていると。あの総合センターがなかったら、瑞穂市に何もあれもございません。よくつくってってもらったな、あの稼働率がいい、こういう実態。96億に36億3,000万円もよくされたなあということを、いいいろんな話が出ておりますので、参考のためにこういったことも知っておいてほしいということを申し上げて、私は住民投票を厳粛に受けとめております。本当に努力された皆さんに敬意を表しますと申し上げております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 総合センターは、確かに今でも年間1億円かかっていますね。しかし、瑞穂市の顔というか、稼働率がよく、大変周辺の市町の方にも、瑞穂市は立地条件がいいですから、御利用いただいております。それと大月に陸上競技場をつくることは同じにはなりませんと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

時間が大分遅くなっておりますので、簡単にやりたいと思いますけれども、論点が大分多岐にわたってきております。それで先ほどの議案、修正案で8億9,000万円がとにもかくにも削除をされました。そういう状況の中で、では今後どのようにしていくのか。どのような立場で臨まれるのか。今、大分、決意表明に近いものをされておるわけでありましてけれども、修正案のほうとしては、住民に対する説明がまだ不足をしておるということで、もう少し時間が必要だと、こういうふうに言っております。ですから、見直すとか見直さないとかということの中身よりも、もう少し時間をかけて協議をしたらどうだというような委員長報告があったわけでありまして、ですから、そういうことも含めて、市長の今後の考え方についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員から、予算は削除されたが、今後の意向はどのように思っておるかという御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この大月地区の用地の活用につきましては、いま一度、体育協会など団体の意見も聞かせてもらいつつ、まず報告をしなくてははいけません。そして、市民の皆さんの御意見、御意向を聞きながら、どのようにすべきがいいのか考えていきたいと思っております。考えさせて

いただきたいと思っておるところでございます。よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 市民の皆さんの御意見、御意向を聞きたいということなんですけれども、これは先ほど来、ほかの皆さんがお聞きをしております。意見書の中では、スポーツにかかわるさまざまな団体とのアクセスをいろんな形で行いつつ民意を集約してきたと、こういうふうに書いております。先ほど松野藤四郎議員も御指摘をされたところであります。

では、スポーツにかかわるさまざまな団体以外の人たちとのアクセスについては、いろんな形で行わなくてもいいのか。どういうふうに行っていくつもりか。これは先ほど、市民の皆さんの御意見、御意向をお聞きするということを言われましたけれども、具体的にその中身についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今後、市民の皆さんに、これで市民の人は、今回こういうことになりますと、いろいろわかると思えます。ですから、こういうことを踏まえて、いろんな市民の皆さんの意見を聞いてまいりたいと、このように思っております。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 我々は、この住民投票条例制定の運動を始めたのは、住民の声を聞きなさい、その具体的な方法として住民投票というのがあるんじゃないですか、こう申し上げたわけですね。ところが、市長としては議会のほうでも早くから提案をして、多数の方に御理解をいただいている、今申し上げたスポーツにかかわるさまざまな団体云々、さらにはパブリックコメントということを根拠にしながら、6月議会、9月議会、それから12月議会と、住民投票はやりませんということを明確に言われたわけなんです。

だから、それではだめですよと、じゃあ住民投票条例の直接請求をやりましょと、市民の皆さんに聞いてきますよということで始めた運動の結果が、3,963名の署名に結実をしたわけですね。ということは、市民の声を聞いてないから、関係団体の声は聞いたかもしれないけれども、聞いてないからこれだけの人が、知らなかったとか、そんなことは初めて聞いたとか、そんな税金の無駄遣いをやるぐらいなら、ほかにまだ使うことがあるやろというふうな形で、それぞれ考え方の違いはありながらも、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業については、ちょっと立ちどまって私たちの声を聞いていただきたい、こういう意思を表明されたと思うんですね。ですから、真摯に受けとめるとか、厳粛に受けとめるとかは、やはりそういう人たちの声を聞いてなかったということの自己批判をすることだと思えます。どんな経過が仮に

あったとしてもですよ、巢南町時代に。合併したんですから、合併をすれば合併の方針で多目的広場になった。

それと市長は、この全天候型の陸上競技場をスポーツ広場だとかの概念の中に入れていただきますけど、一般の方は10人のうち7人までが、じゃあ多目的広場といたら、何回でも繰り返し申し上げているけれども、瑞穂市第1次総合計画後期基本計画には明確に、巢南庁舎周辺では多目的広場の整備等を図りますと書いてあるんですね。だから、一般的にこれを読んだ方はどう受けとめるかという、まさか全天候型の陸上競技場がメインで敷地のほとんどを占めているというふうには考えないと思うんです。認識してないと思うんですね。その意識の差が、市長の考えている自分の描いているものと我々との差があると思うんですよ。だから、住民の声を聞かなきゃいけない。スポーツ関係者だけの声を、聞くことも大事ですよ。けれども、それを中心に考えてはいけません。住民全体の税金なんですね。利用しない人のほうが圧倒的に、住民の中からすれば構成比は多分多いと思うんです。その方たちの理解と、その方たちに聞くことなしに自分の考えだけで前に進めていくという手法は、私はちょっと考えたほうがいいと思うんです。

否決をされたからこそ、逆に言うと、今こそ住民の皆さん方の声を住民投票という形で問いかける、まさに絶好の機会じゃないですか。堀市長が住民の声に耳を傾けるということがマニフェストの一番基本であるとするならば、それをやることは、何も自分が、さっき強調されているところの経緯、そういうものを否定することではないと思うんですよ、市長の側から見ても、決して。みんなはそれを期待していると思う。それを突っぱねて、ずうっと突っぱね突っぱねておって、突っぱね通したあげく、つい28日、5日まで、大月陸上競技場の土地の購入に賛成をした皆さんまで、きょうの段階で本会議場で8億9,000万を削除してしまったんですよ。そういう状況に現実的になっていますよね。

だったら、初心に戻って、原点に戻って、真っさらな気持ちで住民の声をとにかく聞いてみる。住民が方向を決める。決めたらそれに従って、それを民意としてやる。議員も一緒ですよ。選挙で議会に送ってもらったから4年間白紙委任だと、そういうものじゃないと思うんですね。そのときそのときの住民課題に対して、民意というものを踏まえて行動する、それが議員の使命だと思う。この3,963名というのは、やはり一つの民意です。

これも申し上げたわけですがけれども、署名期間は1カ月という法定の運動ですね。だから、もしそういうものがなくて、2カ月とか3カ月署名期間があれば、本当に8,000人、9,000人集まる可能性はあるというふうに私は実感をしておるんです。ですから、余り突っ張っても得るものは何もない。むしろ、繰り返しますけれども、素直になって、住民の声に耳を傾けてみる、その機会が住民投票の場であるということを私はつくづく思うんです。

何回議会でも、これだけサインを示してもらいましたからと幾ら言ったって、ひっくり返っ

ちゃった。その事実を重く受けとめていただきたいというふうに思いますけれども、市長の御見解を伺って、時間も時間ですので、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員からいろいろ御高説を承りました。私も本当に反省すべきは反省もさせていただいております。今後のことは十分相談を申し上げて、ただ住民の皆さん、約4,000人ぐらい、言われました皆さん方も、全部考え方は十人十色だと思うんです。ですから、いずれにしても、何をやるにしても、その素案か何かたたき台をつくらんことには、市民の皆さんの考えはばらばらでございますから、それを全部しておいたら何もできてまいりません、はっきり申し上げまして。そういう中で、素案とかそういったあれはつくって示さなかったら、全く初めから聞いておいたら、十人十色でございます。4,000人が4,000人みんな考え方が違うと思います。ですから、進めるにはなかなか難しいなあと。

今後、先ほども申し上げておりますように、しっかりといろいろ考えて取り組ませていただきたい。そのことだけを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

議案第34号につきまして、反対の討論をさせていただきます。

今回の署名の趣旨書に、このように書かれてございます。ここからはその文言のとおり読ませていただきます。「市長と多数派議員たちは「市民に選ばれた市長と議員で決めればよい」との考えです」と書かれておりますが、決して私たちは、この表現のように、市民の皆様の意見を聞かずに進行するつもりはありませんでしたし、なおここに表現されておりますような言動をした議員もおりません。私たちなりに市民の皆様の御意見を伺わせていただき、現在もその行動を続けております。

先ほど議案第24号、大月運動公園整備事業の8億9,000万を削除する修正案が採決されました。この原案を総務委員会にて提出しましたときも、市民の皆様のお考えを、清水治議員、そして若井千尋議員としっかりと話し合い、真っすぐな気持ちで8億9,000万円を予算案より削除させていただき、清水治議員より、地元住民の不安が払拭されていない、精査が必要と、3

月11日に新聞の取材に応答させていただきました。署名趣旨書にありますような多数派議員の行動、言動はありません。趣旨書の一部表現には該当していない部分があると思います。よって、この議案34号につきまして、反対の討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は議案第34号、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の是非を問う住民投票条例の請求です。この議案に関して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

初めに、今、御発言のありましたチラシの文言でございますが、きょう傍聴の方たちもお聞きいただいています。おわかりになられたと思いますが、市長は、終始一貫と書いていいと思いますが、何千何万という大勢の方に選ばれた議員の皆様にお諮りしてきたと、賛同を得てきたと、そういう言い方をなさっていらっしゃると思いますので、そしてその言い方について議員から異議が出たこともございません。そういうことでした。

それで私、最初に結論を申し上げたいんですが、議案第34号のこの提案は、提案者は堀孝正瑞穂市長です。これは法律上のルールでそうなるんです。条例制定の請求があった場合は、市長が意見書をつけて提案しなければならないと。もちろん数、50分1以上の署名を添えてと。その法律上のルールで市長が提案者なんです。でも、この長々とした議論の中で、おわかりになられたと思いますが、市長さんの立場は、条例制定には余り積極的な立場じゃないですよ。つまり、実質的にこの条例の制定を求めているのは誰なんでしょうか。私は皆さんに、今から決定権を持ってマルかバツか、否決か可決かなさる議員の皆様には申し上げたいんです。実質的なこの条例案の提案者は誰だとお考えですか。市民ですよ。しかも反対者じゃないんですよ、別に、是非を問うんですから。この事業計画を見直すべきか見直さなくてもそのままでもいいか、どちらかに丸をするという、条例案は渡っていると思いますが、その中にはそう書いてあります。だから、本当にこのまま進めてほしいという人は、そちらに丸をすればいいし、見直すというのに丸をした場合でも、今、市長がおっしゃられたように、じゃあほかの、何かいろいろ出てきましたよね。私たちも聞きました。プールが欲しいとか、総合体育館が欲しいとか、いろいろ出てきました。そういうことを言えばいいんです。

つまり、今の陸上競技場をメインとする（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業に反対するための住民の投票の条例を提案しているわけじゃないわけですよ。わかっただけですしょうか。市民の声を聞いてくださいと、私たちの声を聞いてくださいという市民が提案をしたかったんです。ですから、修正案で新年度予算の8億9,000万は削られましたね。ですから、当

面という言い方をしますが、当面この事業はないわけですよ。だったら、条例を制定する必要はないんじゃないかと。1,200万から1,500万と、先ほど総務部長さんが言われましたが、それだけのお金をかけて意見を聞く必要はないんじゃないかと短絡的に考えられる方も見えるかもしれないんですけど、そういうことではないんです。具体的には（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の話ですけど、それはあくまでも具体的にそのことに関して市民が意見を言いたい、私たちの意見を聞いてくれと提案しただけであって、本質的なことは、瑞穂市は56年間あるファミリーが仕切ってきたまちですね、旧穂積町から。私たちはそれを変えたくて、7年前に掘市長を出しました。応援しました。その結果、今こんなふうになっていることを思うと、とても心が穏やかではないんですが、ここで本当に求めることは、市民の声を聞いて市政をつくっていく、まちをつくっていくということに今こそ切りかえるときではないでしょうか。いろいろな意見があったらまとまらないというふうに言われましたが、まとめるのがリーダーですから、そういうリーダーを選んでいく、つくっていけばいいんです。なかなかそれはできないことだとわかっていますよ。でも、それは試行錯誤です、まちづくりの。初めからできないなんて言うべきではありません。

署名集めで本当に思いましたが、このまちは人材の宝庫だと思いました。古くからの方も見えるし、よそから移ってきた方も見えるし、何より日本の高度経済成長期を支えた猛烈社員、企業戦士の方たちがまだお元気で、それこそ上場企業の方たちというのは大勢見えるんですね、今、退職なさって。そういう方たちから、若いお父さんお母さんから、地元のことをよく知っている方から、本当に人材が豊富だと思いました。そういう方たちの意見をよく聞いて、まとめていくのが私たち、市民に選ばれた議員であり、首長だと思います。

ということで、予算案を削除したからいいという話ではなく、本当に瑞穂市まちづくり基本条例を実現していく第一歩となるように、この条例制定を可決することを議員の皆様にも求めたいと思います。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

議案第34号瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立少数です。したがって、議案第34号は否決されました。

日程第24 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第24、発議第2号食の安全・安心の確立を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま星川議長より発言の許可をいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同を賜りまして、食の安全・安心の確立を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

食の安全・安心の確立を求める意見書。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等で、メニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずるべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や、景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。またこのほか、事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や、調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

1つ、食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すること。

2点目、改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。

3点目、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

なお、提出先は、安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、新藤総務大臣、田村厚生労働大臣、林農林水産大臣、茂木経済産業大臣、太田国土交通大臣、森内閣府特命担当大臣、以上でござい

ます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第25、発議第3号地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、発議第3号について趣旨説明をいたします。

地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書ということで、提出者、松野、賛成者、小川勝範議員、賛成者、清水治議員、以上3名で意見書を提出します。

内容につきましては、めくっていただきますと、我が国経済は、全体では明るい兆しが見られるものの、その効果は、中小企業や消費税率の引き上げに対する懸念から、先行きを不安視している企業が多いという実態も見られる。こうした状況を打破し、地域の隅々までに効果を行き渡らせるためには、地方の創意工夫を生かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには中小・小規模事業者の革新に向けた取り組みの支援など、地方経済が成長・活性化できる対策を国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。

また、雇用情勢に関しても、完全失業率は緩やかに改善しているものの、非正規労働者の比率が高まっており、依然として厳しい状況が続いている。働くことは、生活の糧を得るだけではなく、人生の生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは国の重大な責務である。

現在、国においては、産業の競争力強化を図り、経済の再生を目指す中で、労働規制の緩和を検討し、解雇の金銭解決制度の導入や限定正社員の制度化、また常用代替の防止の原則を変える大幅な緩和に向けた労働派遣法の改正が検討されているが、消費を支え、経済の源となる労働者の雇用が不安定化に向かうようなことがあっては、かえってその目的は達成できないことが危惧される。

さらに、いわゆるブラック企業問題に象徴されるように、長時間労働を初め労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働を原因とした過労死が大きな社会問題となっている。過労死は、本人及び遺族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を推進することも求められている。

よって、国におかれては、力強い成長の実現と足腰の強い日本経済の構築を図るため、地方経済のさらなる発展と雇用の安定に向けた総合的な施策を展開するよう、次の事項について強く求めるものでございます。

1. 今後の実施される経済対策においては、引き続き「地方の再生なくして日本の再生なし」の考えのもと、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済のさらなる発展に資する施策を国と地方が強力に連携して取り組むこと。

2. 航空宇宙・医療・福祉・健康・環境・エネルギー分野など成長分野の育成支援の充実を図り、雇用の創出につなげるとともに、解雇の金銭解決制度の導入、限定正社員の制度化、また労働者派遣法の改正など、労働規制の緩和については慎重に対応し、雇用の安定に十分配慮すること。

3. いわゆるブラック企業問題に対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策を推進すること。また、若者雇用においては、学校における職業教育や進路指導、職業相談な

どの就労支援をさらに拡充すること。

提出先は、衆議院議長の伊吹さん、参議院議長 山崎さん、内閣総理大臣安倍様、厚生労働大臣 田村様、経済再生担当大臣 甘利様、内閣府特命担当大臣 稲田様。以上が提出先でございます。

発議第3号について趣旨説明いたしましたので、皆さんの御協力をお願いします。

○議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま小川勝範君ほか2人から、発議第4号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議の変更についてが提出されました。

お諮りします。発議第4号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議の変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、この決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 追加日程第1、発議第4号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

ただいま発議第4号を星川議長に了解いただき、先ほど提出に当たり皆さんにも賛同をいただき、厚く御礼申し上げます。

では、趣旨説明を行います。

まず提出者、私、小川勝範でございます。賛成者、清水治議員、賛成者、若井千尋議員。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議の変更についてを説明いたします。

その理由でございますが、路線番号9-1265号線の市道の認定、十七条字上街道町地内に関する実態を調査・究明するために、新たに平成26年度の調査経費を追加するものでございます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議（平成26年3月5日発議第1号議決）の一部を変更するものでございます。

この内容を若干補足説明させていただきます。

今回、市道路線の認定の調査に係る百条委員会の発議の際には、その経費の限度額として平成25年度40万円を設定し、議決されました。委員会の審議が、平成26年度も引き続き審査が必要なため、平成26年度の経費の限度額として300万の設定をするものでございます。どうか議員各位の皆さん方の御理解をいただきまして、賛同いただくようよろしくお願いいたします。

以上。

○議長（星川睦枝君） これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） この百条委員会に関して、私は非常に疑問な点が多分にあります。なぜならば、反対した議員は入るべきでないというようなことを言われた議員がおります。中立的な立場で百条委員会に当然入るべき立場な者に対してまでも反対と。基本的な立場で反対をしているわけではなく、その中身において粛々と中立的な立場で物事を判断するよう努めている議員までも反対ということで排除する、そのことが非常にわからない、この議会は。

それを踏まえて、300万を出した根拠、何にどういう形で使用目的があるのか、御答弁願います。以上です。

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 堀武君にお答えいたします。

まず1点、反対の方は百条委員会に入れぬという趣旨で決定はしておりません。

そして、予算の関係でございますが、先ほど説明を若干したんですが、再度細かく説明いたします。300万の内訳でございます。

まず、職員の手当50万、これは書記時間外手当。それから旅費30万、これは費用弁償、いろんな関係等がございます。そして需用費10万、事務諸経費。役務費10万、これは郵便、そういう関係でございます。そして委託費200万、これは弁護士、会議録調製と、そういう関係の費用に充てる予定でございますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 小川勝範君に言います。あなたは委員会で決まったことではないと言われたけれども、あなたの会派の一人が、そのようなことを委員を決める前に言った事実はあります。その辺をどう思うのか、小川勝範君、答弁をしてください。

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今の質問にお答えいたします。

その問題等について、私は知らなかってございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 知らなかったということを皆さんが聞いてどう思うかは、それは皆さんの判断で結構です。ただし、私はこの百条委員会に関していえば、いろいろ問題点が多分にあるような気がするものですから、その辺は注視していきたいと思っけると同時に、行政の立場の者も、事実関係を全て正確に答え、そして過去からの流れも含めて、穂積町と巢南町の間整合性とか、いろんなことを踏まえて、全て正確にして、そして一つの判断を下していただ

きたい。なぜならば、その辺のことで政策的に少しあるような気がします。それは私の私見ですから、反論は結構です。

そのようなことで、行政側に関していえば、なぜこのような形になったのか。私は堀市長を擁護するつもりは一切ありません。李下に冠を正さずという言葉のように、その辺のことで軽率な点も多分にあったことも踏まえても、その辺のことで行政マンがしっかりした、要するに情報に関して疑心暗鬼を職員間で持たれないような形で粛々と、正確なことを裏でなくして表面で堂々と言っていただけのことをお願いしながら、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

ただいま堀議員の質問に対し、小川委員長から答弁がありましたけど、具体的な300万の内訳、詳細に説明をされました。その中で、最後に言われた弁護士の委託料200万、これについてちょっとお聞きをしたいと思うんです。

というのは、一般会計予算の顧問弁護士の委託料が120万なんですね。これ、お2人の予算じゃなかったですかね。間違っていたらちょっと御指摘をいただきたいんですけども、1人としても120万、2人だと60万ずつ。だから、そうすると、この200万の弁護士の委託料の算定根拠というものをどのように考えておられるのか。まだどの弁護士かまでは決まってないでしょうけれども、それを教えていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 西岡一成君の質問にお答えさせていただきます。

弁護士と、そして会議録調製という形で200万ほど予算を組んでおります。会議録調製。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 200万の中身が、弁護士の委託料と会議録の調製と。じゃあ、その具体的な内訳については今報告されてないんで、具体的な額について教えてください。

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 額については、余りわかりませんが、要は会議録というのは、テープ起こしとか、そういう関係でございます。普通の議会のテープ起こしは、いついつかまでに出せというような命令なんですけど、百条委員会のテープ起こしというのは、きょうまとめて、すぐ3日以内に出しなさいという大変時間的に早く欲しいという関係で、そういう関係で費用が

大変高いということでございます。

弁護士等については、まだ交渉してはおりませんので、その金額等については余りわかりません。全体的に300万で、大体この弁護士並びに会議録調製という形で、200万の計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 具体的数字につきましても、弁護士の委託料がどれぐらいなのかという明快なる答弁がいただけてないわけであります。ですから、この2つ入っているということはわかるけれども、弁護士費用が、先ほど申し上げた顧問弁護士が2人で120万ということだと、60万、60万ですから、弁護士は恐らくお1人委託を多分されるんじゃないかと思えますけれども、そうするとこの200万の中の内訳がどうなっているかということが明確でないと、これは高過ぎるとか、普通であるなあとかいうことの判断が残念ながらこの場でいたしかねる。いたしかねるということをちょっと申し上げておきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

百条委員会をつくって、疑いがあればきちんと事実即して調査をするというのは当たり前のことであります。百条委員会というのは、地方自治法第100条で規定された大変権限のある委員会でございます。私も2度ほど百条委員会の会議をした記憶がございます。そういう意味では厳格なる調査と同時に、その調査をするための活動にかかる費用については、きちんとした根拠を持って出していただかないと、とりわけ弁護士を委託するというふうなことについては、もう少し根拠を明らかにしていただきたい。それが無い状況の中で、直ちにその金額の300万円の枠について賛成をするというわけにはまいらないということをお願いして、簡単ですけれども、反対の討論にかえさせていただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

ただいま予算の内容について西岡議員より質疑がありましたが、顧問弁護士等、また会議録等で経費がかかる、このことにおきましては、しっかりと調整をさせていただき、弁護士もそれぞれの弁護士をどのように頼むか、このようなことについては今後、また第1回において皆さんと打ち合わせながら進めさせていただきたいということでもあります。

ですから、その200万円の内訳については、この第1回、あしたになりますが、そのときにおいても、本当に弁護士が必要なのか、これはもっと弁護士料についてもさらに話を進めなければならないのか等も、これからしっかりと打ち合わせていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月18日

瑞穂市議会 議長 星川睦枝

議員 古川貴敏

議員 河村孝弘